

かんたんレシピでチェック!

銀行の

金融商品・サービス



はじめに

このパンフレットでは、銀行が取扱う商品について、円預金のみならず、外貨預金や投資信託、様々な保険商品などを、その特徴や性格を一目でわかるようにご紹介し、選ぶのに役立つサービスや金融知識も合わせてご紹介しています。

また、銀行をこれから利用する人にとっても役立てていただけるよう、銀行取引の基本についてもできるだけわかりやすく解説し、選ぶ視点も整理しています。

このパンフレットをお読みいただければ、ご自身の人生のプランや目的に合わせて、運用商品も含めて何を基準に選べばいいのかがわかり、「自分にピッタリの金融商品やサービスを選べる名シェフ」へステップアップできるはずです。

銀行の金融商品やサービスを上手に活用して、お金とうまくつき合っていく術を身につけていただくのに、このパンフレットが少しでもお役に立てば幸いです。



※このパンフレットで解説している金融商品やサービスは、すべての銀行で取扱っているとは限りません。また、金融商品やサービスの内容は代表的なものであって具体的な商品性や取扱は銀行によって異なることがあります。詳しくは、お取引のある銀行にご確認ください。

※この本の内容は、2023年12月の情報に基づいています。商品・サービスの内容は変更される場合があります。最新の情報については、お取引のある銀行にご確認ください。

2023年12月改訂 一般社団法人全国銀行協会

CONTENTS

下ごしらえに① より人生を充実させるために 大切な金融リテラシー	3	ちょっと上をいくレシピ⑤ ■信託商品	32
下ごしらえに② ニーズに合った金融商品の選び方	5	レシピの基礎知識① ■金融商品を見るときに知って おきたい金利表示	33
キホンのレシピ① ■普通預金	7	レシピの基礎知識② ■預金保険制度で守られる範囲	35
キホンのレシピ② ■定期預金	9	レシピの応用知識① ■長期分散投資を活かそう	37
総合口座 キホンのレシピの定番メニュー	11	レシピの応用知識② ■金融商品と税金	41
キホンのレシピ活用例	12	レシピの応用知識③ ■消費者保護	42
キホンのレシピをちょっと応用 仕組預金とさまざまな定期預金	13	便利な調理器具紹介 いろいろな取引方法とセキュリティ対策	43
その他の預金	14	FPが教える金融商品の性格	45
ちょっと上をいくレシピ① ■外貨預金	15	さくいん・全国銀行協会相談室および 銀行とりひき相談所	46
ちょっと上をいくレシピ② ■投資信託	21		
ちょっと上をいくレシピ③ ■個人年金保険や様々な保険	27		
ちょっと上をいくレシピ④ ■債券	31		

このパンフレットの見方

◎パンフレットの構成

このパンフレットでは、全体を6つに分類しています。それぞれ取り上げている内容は次のとおりです。

- 下ごしらえに…………… 人生設計に必要な金融リテラシーと金融商品の選び方
- キホンのレシピ…………… 銀行取引の基本となる安全性の高い普通預金と定期預金、総合口座
- ちょっと上をいくレシピ…………… 比較的収益性が期待できる外貨預金や投資信託、保険商品、値動きのある債券や信託商品
- レシピの基礎知識…………… 金融商品を見る際に知っておきたい金利や預金保険制度
- レシピの応用知識…………… 収益性を期待できる商品とつき合うにあたって知っておきたい長期分散投資の考え方と税金、消費者保護
- 便利な調理器具紹介…………… いろいろな取引方法とセキュリティ対策

◎「かんたんレシピ」について



主な金融商品については、最初のページに「かんたんレシピ」の欄を設けました。その金融商品の特色や概要などが一目でわかりますし、他の金融商品ともかんたんに比較することができます。

「かんたんレシピ」の欄では、次のことについて説明しています。

- A 金融商品の仕組や特徴などの概要
 - B 「安全性」「収益性」「流動性」の3つの性格から見た金融商品の特色
 - C 金融商品の内容や注意すべきこと、また便利な利用方法など
 - D 利用可能者、元本保証*1の有無、預金保険制度*2の対象か否かなど、金融商品の概要一覧
- * 1) 元本保証とは、全運用期間にわたって元本額が減らないこと(元本割れないこと)を金融機関が保証することをいいます。
* 2) P35をご参照ください。

かんたんレシピ

普通預金の特色

- A 普通預金は、いつでも自由に預け入れ、引出しができる、お財布がわりに使える便利な預金です。
 - B 元本保証がある。預金保険制度の対象。
定期預金に比べ金利は低く設定されている。
いつでも自由に出し入れできる。
 - C ●給与や年金、公社債、株式の配当金の利息などの自動受取りができる。
●公共料金やクレジット代金などの自動支払いに使える。
●定期預金などとセットで総合口座が作れる。
 - E FPからのひとこと
給与などの受取り、公共料金などの自動支払いができる、日常生活に欠かせない預金。安全性と流動性が高い一方、金利は低めに設定されています。
- | ご利用可能な方 | 個人・法人 | 適用される金利 | 変動金利 | 申込期間 | 随時 |
|---------|----------|---------|-----------------------------|-----------|----|
| 預け入れ期間 | 定めなし | 利息 | 毎目計算され、半年ごとに元本に組み入れられることが多い | 元本保証 | ○ |
| 預け入れ金額 | 1円以上1円単位 | 税金 | 利息に対して20.315%(個人) | 預金保険制度の対象 | ○ |

E FPからのひとこと

本誌監修のファイナンシャル・プランナー吹田朝子さんによる金融商品診断。「安全性」「収益性」「流動性」の3つのポイントをレーダーチャートにしていますので、他の商品と比較する際の目安にしてみてください。

レーダーチャートの基準

- 安全性:**元本保証があり、預金保険などの対象になっている商品を、最も「安全性」が高いと評価しています。
- 収益性:**元本割れの可能性はあっても、より高いリターン(収益)を期待できる商品を、最も「収益性」が高いと評価しています。
- 流動性:**自由に換金が可能で、ATMなど銀行の窓口以外でも引出すことができ、給与などの自動受取りや公共料金やクレジット代金などの自動支払いなどの決済機能がある商品を、最も「流動性」が高いと評価しています。



吹田朝子 (すいたともこ)

1級ファイナンシャルプランニング技能士。
一般社団法人ぜにわらい協会代表理事。
TV・書籍・講演・個人相談で活躍中。





必要な生活スキルとは

より人生を充実させるために 大切な金融リテラシー

料理の下ごしらえと同様、私達は充実した人生に向けて様々な準備をしています。特に大事なことほど、お金のことが気になるのではないのでしょうか。その一方で、今まで、お金の話題を避けてしまう傾向もよく見られてきました。しかし、これからの時代、私達がより豊かに生活していくには、お金についてしっかりとした知識を持ち、お金を上手に管理し、目的に合わせてプランを立てて、様々な金融商品とつき合っていくための「金融リテラシー」がとても大切になってきています。

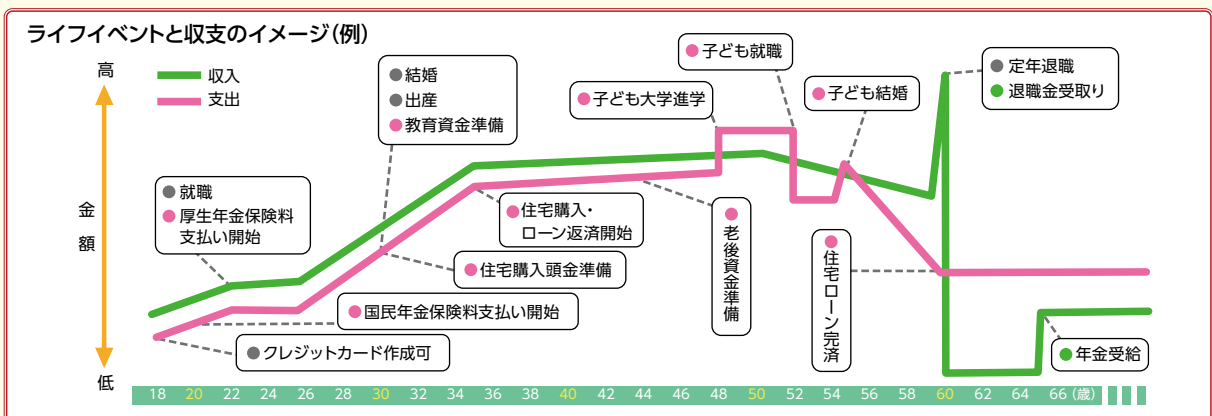
ライフプラン実現に必要な生活スキル「金融リテラシー」

私達は人生の様々なタイミングで、金融機関と付き合い、貯蓄や資産運用、保障など様々な金融商品を選ぶ機会に遭遇しています。例えば、就職、結婚、住宅購入、出産、子どもの進学、老後など様々なライフイベントに対しては大きなお金が動くこともあり、お金についての不安や悩みも多く聞かれます。

こうしたライフイベントを含め、ライフプラン(人生設計)を立てて、着実に実現しようと思えば思うほど、「いつまでにいくら必要になるか?」「今からどのように準備したらいいのか?」「準備するならどの金融商品がよいか?」「金融商品を選んだ後も、気をつける

ことはないだろうか?」など、お金の悩みはつきないでしょう。

そこで役に立つのが「金融リテラシー」です。「金融リテラシー」とは、金融に関する知識や情報を正しく理解して、私達が主体的に判断して選択・行動できるための能力および生活スキルのことです。これらを身につけることで、私達はライフプランの実現に必要なお金の管理や資金準備プラン、そして目的に合った金融商品選びと途中の見直しなどのメンテナンスが自らできるようになり、余計な不安に悩まされることが減ってくるといえます。



金融リテラシーで変わる毎日の視点

金融リテラシーが身についてくると、普段の私たちの生活の視点も変わってくるでしょう。それは、日々のニュースなどで得られる情報の見方についても、自分自身のお金と結びつけてその影響を考える癖がついてくるからです。例えば、社会の賃金や物価水準などを意識することで、毎月の収入や支出、資産管理にも反映させて、積立目標をより身の丈に合わせて設定することも可能でしょう。また、社会経済の動向から、長期的な視野で自分や家族のライフプラン上の必要資金を再認識することも金融リテラシーのなせる技です。

更に、その必要資金をしっかりと準備していくために、社会の経済や金融環境などを理解し、その環境変化と金融商品との関係を知って、金融商品に関する意思決定や判断をできるようにしていくことが大切です。金利環境などの変化を見据えて、目標額に到達できるように、金融商品や金額などをどう見直していけばよいかなど、金融リテラシーを最大限活用したいですね。

私達のお金と金融商品の関係

私たちの人生に大切なお金はよく社会生活における血液に例えられます。

例えば、必要なものを購入する際に私達個人から企業へ、住宅ローンなどを借りるときは金融機関から個人へ、税金を納めるときなどは個人・企業から国・地方公共団体へと、まるで体内を血液が循環するようにお金は移動し、経済社会を成り立たせています。

また、私達はお金を保有・管理するために、銀行で口座を持ち、金融商品を選んでいますが、銀行は、預かったお金を一定のルールで管理しながら、社会で効果的に活用すべく、金融商品を揃えているのです。

ここで注意したいのは、それらの金融商品に特徴があり、安全・安定的な運用対象のものから、比較的値動きのある運用対象を含むものまで様々なこと。私達は、その特徴を知って、自分の使い道に合うものを選ぶことがとても重要になってきます。





イベントに合わせて
献立を考えよう!

ニーズに合った金融商品の選び方

料理をする際、家族の楽しみなどの
目的や家族の体調に合わせてメニューを考えるように、
お金も金融商品の性格を知って、
「何のために準備するか」という目的に合わせて
使い分けて選ぶことが大事です。

金融商品の性格 (安全性・流動性・収益性)を知ろう

金融商品には、「安全性」「流動性」「収益性」という大きく3つの性格があります。

- 「安全性」とは
元本（預けたお金）が保証される度合いを指します。金融機関による元本保証があるか、預金保険制度（P35 参照）の対象になっているか、預けた金融機関などの経営状態の影響を受けるかといったことが判断基準にあげられます。為替など市場の影響を受けることは「安全性」を下げる要因になります。
- 「流動性」とは
換金のしやすさのことです。中途解約ができない、換金できない期間がある、換金に手数料がかかる、換金するのに事前の連絡が必要といったことが「流動性」を下げる要因になります。
- 「収益性」とは
より高い収益を期待できる度合いを指します。一般に高い収益が期待できる金融商品は、値動きがあってリスク（不確定性）も伴うことから、期待に反して損失が生じる可能性もあります。

この3つの性格は、それぞれの金融商品によって異なりますが、一般的に「安全性と収益性の両方が高い」金融商品や「流動性と収益性の両方が高い」金融商品はありません。

しかし、「安全性と流動性の両方が高い」金融商品は普通預金などがあります。



目的に合った金融商品選びの段取り

金融商品の性格を心得たうえで、目的に合わせて使い分ける際に、次のように考えるとよいです。

【1】「何年後にこんなことを実現したい」という

目的達成に向けて準備

(例：教育資金・住宅購入資金など
⇒「キホンのレシピ」で、メインのおかず)

【2】急な事態でも慌てないような予備費や生活費の確保

(例：冠婚葬祭や震災などの緊急予備資金など
⇒「キホンのレシピ」で、つけ合わせ)

【3】余裕に応じて長い目で温めていきたい!という

余裕資金の活用

(例：引退時のご褒美的な旅行など
⇒「ちょっと上をいくレシピ」で、スパイス的に)

それぞれ目的や使い方に応じて、「安全性」、「流動性」、「収益性」のどれを一番重視するのか、そのバランスも変わってきます。

【1】のように、教育資金や住宅購入資金など、着実に実現したい目的には、元本が減らない「安全性」が重要です。また、使う時期がまだ先の場合は、すぐに換金しやすい「流動性」を求めなくてもいいかもしれません。

【2】のように普段から確保しておきたい日常的なお金は、「安全性」と「流動性」の両方が比較的高い預金に向いているでしょう。

【3】のように、すぐに使う目的もない余裕資金は、「収益性」をある程度求めてもいいかもしれません。ただし、元本割れなどのリスクに対して許容できる範囲で考えることが大切です。

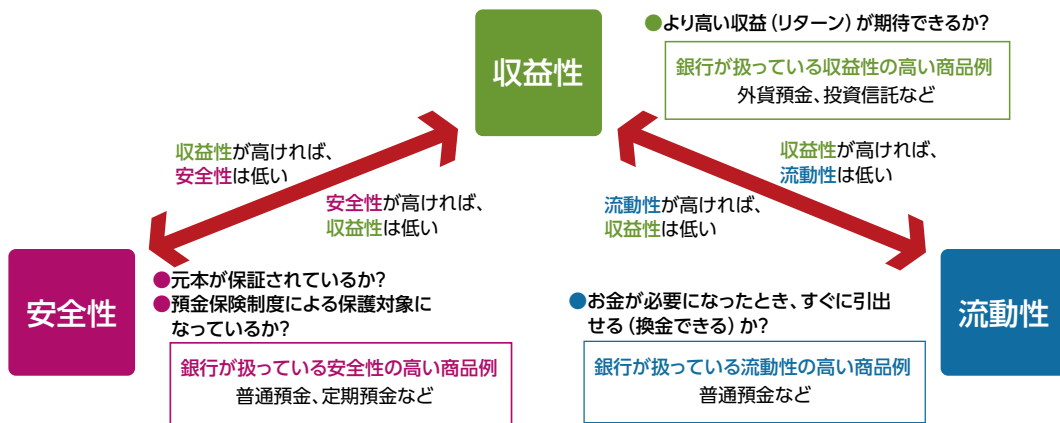
商品選びから銀行の利用しやすさも考慮した絞り込みへ

これらの目的に適した商品の品揃えは、各銀行によっても様々です。

「安全性」の高い預金でも複数の商品を揃えているところがありますし、リスクはあるが「収益性」が高い商品を豊富に取り揃えている銀行もあります。

また、申し込み手続きも、店頭窓口のみならず、インターネットなどが可能でコールセンターが充実しているところなどがあり、利用のしやすさなども考慮して絞り込んでいくのがよいでしょう。

「安全性」「収益性」「流動性」の関係



安全性を見るチェックポイント

- 金融商品自体の価格や価値が相場の変動に伴って変動しないか
- 株式や債券を発行する企業などの経営が健全か
- 金融商品を取扱っている金融機関の経営は健全か
- 預金保険制度の保護対象となっているか

収益性を見るチェックポイント

- 高い利回りが期待できるか
- 値上がり益が期待できるか
- 為替差益が期待できるか
- 手数料が高くないか
- 値動きはどれくらいか

流動性を見るチェックポイント

- あらかじめ期限(満期)が定められていないか
- 引出せない期間(据置期間)が定められていないか
- 満期があっても中途解約ができるか
- 中途解約のときに解約手数料がかからないか
- すみやかに換金できるか
- 売りたいときにすぐに買い手がみつかるか

※なお、各金融商品の特徴(安全性・流動性・収益性)はP45にもチャート一覧を掲載していますので、ご参照ください。

普通預金

普通預金は銀行との取引の基本になる商品ね！



かんたんレシピ

普通預金の特徴

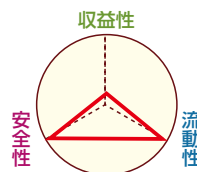
普通預金は、いつでも自由に預け入れ、引出しができる、お財布がわりに使える便利な預金です。

- 元本保証がある。預金保険制度の対象。
- 定期預金に比べ金利は低く設定されている。
- いつでも自由に出し入れできる。

- 給与や年金、公社債、株式の配当金の利息などの自動受取りができる。
- 公共料金やクレジット代金などの自動支払いに使える。
- 定期預金などとセットで総合口座が作れる。

FPからのひとこと

給与などの受取り、公共料金などの自動支払いができる、日常生活に欠かせない預金。安全性と流動性が高い一方、金利は低めに設定されています。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	変動金利	申込期間	随時
預け入れ期間	定めなし	利息	毎日計算され、半年ごとに元本に組入れられることが多い	元本保証	○
預け入れ金額	1円以上1円単位	税金	利息に対して 20.315% (個人)	預金保険制度*の対象	○

*P35をご参照ください。

普通預金とは

お財布がわりに使える預金

普通預金は、自由に預け入れ、引出しができます。金額も1円から1円単位で預け入れることができます。

日々の生活で使うお金を預けておいて、必要なとき、必要な金額を引出すというように、お財布がわりに使える預金です。

普通預金のメリット

自動受取り・自動支払いができる

普通預金の大きなメリットは、給与や年金などの自動受取り、電気・ガス・水道などの公共料金やクレジット代金などの自動支払いができることです。

自動支払いにしておけば、支払い日ごとに銀行やコンビニエンスストアに出かける手間が省けますし、払い忘れを防ぐことができます。

また、定期的に預金通帳に記帳することで、お金の出し入れを確認することができるので、家計簿がわりにもなります。

- 自動受取りの例
給与・年金・公社債の利子・株式の配当 など
- 自動支払いの例
電気・ガス・水道・電話・NHK受信料・税金・社会保険料・住宅ローン・クレジット代金 など



新しいタイプの普通預金

預金通帳を発行しない
ステートメント口座も登場

預金通帳を発行しないかわりに、毎月の取引一覧(ステートメント)を送付してくれる、ステートメント口座を導入している銀行もあります。預金通帳がないだけで、その他は預金通帳を発行する普通預金とまったく同じです。

また、普通預金だけでなく、その銀行に預けているすべての金融商品についてのステートメントを発行してくれる銀行や、通帳の機能をインターネットのウェブ上でのみ提供している銀行もあります。



メインバンク選びは
ATM・振込み手数料を確認して

お財布がわりに使える普通預金をベースに、メインバンクを選ぶ方が多いですが、商品のみでなく、使いやすいかどうかを確認することが大事です。

特に現金の引出しに便利なATMについて、最近はコンビニやスーパーなど提携ATMも増えてきているので、身近に手数料無料で使えるATMがどれくらいあるかを確認しておきましょう。また、時間帯や利用残高などによって、時間外のATM利用手数料が優遇される銀行もあるので、その条件をチェックしておくことも重要です。

振込みをよくする方にとっては、より低い振込み手数料で利用できるよう、情報収集しておきましょう。

低金利の時代は、預金の金利水準を上回る手数料がかかってしまうこともあります。手数料についてはしっかりと事前に情報収集と比較を行い、利用しやすいメインバンク選びに役立てましょう。

普通預金の利息

半年ごとに計算されることが多い

普通預金の利息は、2月と8月、3月と9月といったように半年ごとに、過去6か月間の毎日の預金残高に対して計算される場合が多いようです。

また、利息がつくために必要な最低残高*や利息がつく単位は、銀行によって異なります。

*例えば利息がつくために必要な最低残高が1,000円に設定されている場合は、口座に999円入っていても利息はつきません。



定期預金

使う時期に合わせて、預け入れることができるのね！



かんたんレシピ

定期預金の特徴

定期預金は、原則として決められた満期日まで引出すことができませんが、普通預金よりも有利な金利が適用されます。

安 元本保証がある。預金保険制度の対象。

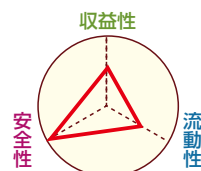
取 普通預金よりも有利な金利がつく。

溜 満期日まで原則として解約できない。

- 預け入れ期間があらかじめ決まっている定型タイプや、満期日を預金者が指定する満期日指定タイプなどがある。
- 原則として中途解約はできない。やむをえず中途解約する場合は、中途解約利率が適用される。
- 自動継続にしておく、満期日がくると自動的に同じ種類の定期預金に継続される。

FPからのひとこと

一定期間換金しにくい
ため、安全着実にお金を貯めていけます。金利上昇時には預け替えをしていくか変動金利型がベター。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	固定金利・変動金利	申込期間	随時
預け入れ期間	1か月以上10年以内	利息	満期日に一括して受取ることが多い	元本保証	○
預け入れ金額	定期預金の種類によって異なる*	税金	利息に対して 20.315% (個人)	預金保険制度 ²⁾ の対象	○

*1) スーパー定期の場合は1円以上1円単位のことが多いです。 *2) P35をご参照ください。

定期預金とは

預け入れ期間が決まっているかわり
金利は普通預金よりも有利

定期預金は、目的に応じて、満期日まで無理なく預けられるお金を、普通預金よりも有利な金利で預けるための預金です。満期日前の解約は原則としてできません。解約ができる場合もありますが、そのときは満期日まで預けたときよりも低い金利になることが多いです。*

預け入れ期間は、1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、5年、7年、10年というようにあらかじめ定まっているタイプや、1か月以上10年未満の範囲内で、例えば900日後（約2年半後）の結婚記念日というような特定の日を満期日に指定できるタイプがあり、この期間（預け入れた日から満期日の前日まで）、定期預金の金利が適用されます。

*定期預金の種類や金利情勢によっては、普通預金金利を下回ったり、利息がつかないこともあります。

定期預金の金利

固定金利と変動金利の2種類がある

固定金利は、預け入れたときの金利が満期日まで変わりません。ですから満期日になったときに、いくら利息がつくかが、前もってわかります。これに対して、変動金利は、預け入れたときの金利が最初の期間だけ適用され、その後、満期日までの期間は、基準となる金利の変動に伴って、適用される金利が見直されるというものです。基準金利が上がったときは適用金利も高くなりますが、下がったときには低くなります。現在の金利が低く、将来上がると予想される場合は変動金利を、逆に現在の金利が高く、そこで固定したいときには、固定金利を選ぶという考え方もあります。



スーパー定期

スーパー定期は
固定金利定期預金の代表

固定金利の定期預金にはいくつかの種類がありますが、代表的なものはスーパー定期です。預け入れ金額が300万円未満のものをいいますが、300万円以上のものはスーパー定期300とって、スーパー定期よりも高い金利がつくことが多いようです（金利情勢によっては、差がつかないこともあります）。

自動継続

満期日がきても
同じ種類の定期預金に自動的に継続

満期日を過ぎると、定期預金に預け入れたお金は普通預金に自動的に振替えられ、金利も普通預金の金利になります。当面、使う予定がないときには、満期日の前に窓口で預金通帳や預金証書を持って行き、その定期預金を続けたいことを伝え、同じ種類の定期預金として継続することもできます。また、あらかじめ自動継続の手続きをしておく、満期日のたびに銀行に行かなくても、同じ種類の定期預金に自動的に継続することができます。

自動継続には、①元本だけを継続し利息は受取る、②元本に利息を加えたものを新しい元本として継続する、の2つの方法があります。自動継続はストップを申し出ない限りは、半永久的に継続されます。「継続はしたいんだけど、全額はちょっとね」と思われる方は、一部を引出して残りを継続することができる場合もありますので、お取引のある銀行に相談してみてください。また、自動継続をストップする場合は、満期日までに銀行に連絡する必要があります。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

懸賞金(品)つき定期預金や
年金受給者向け金利優遇サービスつき
定期預金もあります

懸賞金や懸賞品をつけた懸賞金(品)つき定期預金を取扱っている銀行もあります。懸賞品の内容は、地域の名産品であったり、商品券や旅行券であったりと様々です。また、年金受給者を対象に、スーパー定期の金利を店頭表示金利よりも優遇する、年金受給者向け金利優遇サービスつき定期預金を取扱っている銀行もあります。

*すべての銀行が取扱っているわけではありません。詳しくはお取引のある銀行にお問い合わせください。

総合口座



キホンのレシピの定番メニュー

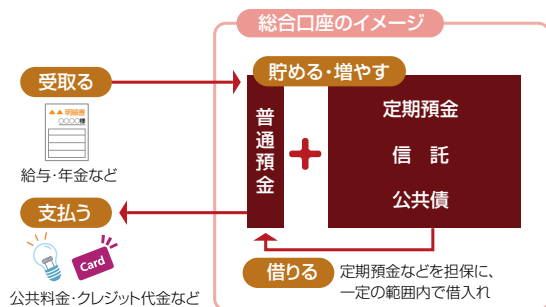
普通預金と定期預金などを別々に持つよりも断然便利。それぞれの金融商品の特徴を活かして、様々な連携プレーができます。

総合口座とは

貯める、増やす、受取る、
支払う、借りるが一つの口座でできる

「普通預金」と「定期預金」「信託」「公共債」のいずれかを組合わせたのが「総合口座」。「貯める」「増やす」「受取る」「支払う」「借りる」機能がセットです。普通預金の口座を開くときに、総合口座にすると便利です。

※条件、内容は銀行によって異なります。



自動融資の返済

普通預金に入金すれば
自動的に返済される

自動融資を受けたときには、普通預金の残高がマイナスになります。これに後から入金してプラスの状態に戻せば返済したことになります。ただし、自動融資は、総合口座の定期預金などを担保にしていますから、いくらでも融資が受けられるわけではありません。借入の限度額なども、銀行やセットする商品によって異なります。

自動融資の利息

普通預金の残高が
マイナスになっていた期間、利息が生じる

自動融資を受けたときには、普通預金の残高がマイナスになっていた期間だけ、お金を借りたことになり、その期間に対する利息が発生します。融資分の利息は、預金への利息が支払われる月に、貸越し利息として普通預金口座から引落とされます。自動融資に適用される金利は、担保となった定期預金などの金利に銀行が定める利率を上乗せした金利になります。

自動融資

定期預金などを解約せずに
普通預金の足りない分を補える

総合口座の特徴の一つが「借りる」という機能です。例えば普通預金の口座が公共料金の支払いなどで、うっかり底をついてしまったときに、クレジットカード利用代金の引落とし日がやってきたとします。そんなときでも、総合口座であれば、一定の限度内で、セットした定期預金などを担保にして自動的に融資が受けられます。普通預金口座と定期預金などの口座を別々に持っていて、定期預金などの資金を引出して不足分を補うという場合には定期預金などを解約しなければなりません。総合口座ならその必要はありません。



自動融資は、うっかり普通預金の残高が不足してしまったときにはうれしい機能ですが、あくまでもローンであり、お金を借りているということを忘れないでください。



キホンのレシピ活用例

新社会人としてスタートされる方、またご結婚などで新生活をスタートされる方にとって、総合口座を上手に活用することは、今後のお金の管理をするうえでとても役立ちます。

総合口座の活用例

すぐにも準備をスタートしたい
予備費や生活費の確保に「総合口座」

P6で「急な事態でも慌てないような予備費や生活費の確保」をあげましたが、着実に準備できて、必要なときに使える総合口座はとても重宝します。以下、総合口座のメリットを最大限活かす活用法をご紹介します。

■例：新生活のスタート時

- (1) 給与などの受取りと住居費や公共料金、クレジット代金などの支払いのメイン口座として総合口座をつくる

自動引落としなどの手続きをすれば、うっかり支払い忘れなどを防ぐことができます。

- (2) 総合口座のメリットを最大限活かすために、自動積立定期預金で、毎月、一定額ずつ積み立てを開始する

最初は毎月1万円でもかまいません。普通預金の残高が生活費としてぎりぎりになっても、定期預金残高から足りない額を借りる機能があるので、安心です。余裕が出てきたら給与など入金される額の1割～2割程度を自動積立定期預金に回すと、使ってしまう前に着実に資金が準備でき、非常に効果的です。

- (3) 普通預金や定期預金などの総合口座の残高合計は、生活費の半年分から1年分程度までは予備費として確保を

冠婚葬祭や急な臨時出費、自然災害などの備えとして予備費は半年分から1年分の生活費の額を準備しておくといいです。それ以上に増えた場合は、住宅購入や教育資金、レジャー費などのライフイベントとして、目的別に別の定期預金などにしてもよいでしょう。



仕組預金といろいろな定期預金

仕組預金は金利は高いが、中途解約ができず、満期日や受取り通貨が変わる可能性がある預金。
定期預金もスーパー定期以外に様々なタイプがあります。

仕組預金とは、定期預金などにデリバティブ取引^(注)を組込んだもので、比較的高い金利が期待できる反面、中途解約ができないなどの制約もあり、一般の預金にはない特徴があります。銀行によって内容は様々ですが、大きく次の2つのタイプがみられます。

- (1) 金利の動向によって満期日が延長されるなど、預け入れ期間が変更されるタイプ
- (2) 為替の動向によって満期で受取る元本が円か外貨が変わるタイプ

どちらも、比較的高金利だが、満期に関して銀行が決めた期間や通貨に変更される要素があるのが大きな特徴です。受取りが外貨の場合は、為替相場の変動で元本割れのリスクもあります。また、原則として中途解約はできず、仮にできても受取り額が元本を大きく下回る可能性があります。なお、デリバティブ取引を使い上乗せした利息分は預金保険制度の対象外です。

(注)元となる金融商品(原資産)のリスクを減らし、収益向上を目的に行う手法で、将来売買を行うことをあらかじめ約束する取引(先物取引)や将来売買する権利をあらかじめ売買する取引(オプション取引)など様々な取引がある。金融派生商品ともいう。

かんたんレシピ

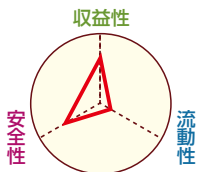
仕組預金の特徴

仕組預金は、一般的に金利が高いが、中途解約ができないことや満期の条件が変わる可能性があるのが特徴です。

- ☑ 満期時は元本保証があるが、中途解約時や、外貨受取り時には元本割れもある。
- ☑ 一般の定期預金よりも比較的金利が高い。
- ☑ 原則として中途解約はできない。
- 満期日が延長されるタイプや、満期時の受取りが円か外貨が変わるタイプがある。
- 原則として中途解約はできない。仮にできたとしても元本割れになる可能性が高い。
- 元本と円定期預金相当の利息は預金保険制度の対象だが、デリバティブ取引を使い上乗せされた利息は保護の対象外。

FPからのひとこと

金利が高くても、中途解約ができず、満期の期日や通貨の条件が変わる可能性があるのも、使う時期や予算が決まっている目的には向かず、あくまで余裕資金で利用することが重要。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	銀行によってステップアップなど様々	申込期間	募集期間あり
預け入れ期間	商品によって1か月から10年など様々	利息	1年ごとなどの各払日	元本保証	満期時は元本保証があるが、中途解約時や、外貨受取り時には元本割れもある
預け入れ金額	30万円以上や外貨建てなど商品によって異なる	税金	利息に対して20.315%(個人)	預金保険制度の対象	デリバティブ取引を使い上乗せした利息は対象外

■ スーパー定期以外の主な定期預金

積立定期預金	毎月、一定額を普通預金口座から振替えることで、定期的に積み立てていく定期預金です。 金利……………固定金利。利息は1年複利で計算され、満期日に一括して受取る。
大口定期預金	預け入れ金額が1,000万円以上の定期預金です。比較的高金利で預け入れできます。 金利……………固定金利。 中途解約……………やむをえず中途解約をする場合、すでに受取った利息と中途解約利率に基づいて算出された利息との差額を清算する。その結果、中途解約時に受取る額が預け入れた元本額を下回ることがある(ただし、すでに受取った利息を加えれば元本を下回ることはない)。
期日指定定期預金	預け入れ時に満期日を定めるのではなく、預け入れから1年間の据置期間が経過した後に満期日を指定する定期預金です。据置期間中は、預金を引出すことはできません。 金利……………固定金利。利息は1年複利で計算され、満期日に一括して受取る。
変動金利定期預金	一定期間(6か月が多い)ごとに適用金利が見直される定期預金です。金利が上昇すれば、固定金利商品よりも有利ですが、金利が低下すると、固定金利商品よりも不利になります。 金利……………6か月もののスーパー定期の金利を基準に、一定期間ごとに利率が見直される。原則として単利だが、個人向けの3年ものに限る、半年複利方式の商品があることが多い。

*ここに紹介した定期預金を、すべての銀行が取扱っているわけではありません。また商品性は銀行によっても異なります。詳しくはお取引のある銀行にお問い合わせください。

その他の預金

銀行は、普通預金や定期預金の他にも、「貯蓄預金」「当座預金」「納税準備預金」など、目的に応じたいろいろな預金を取扱っています。

貯蓄預金

貯蓄預金とは

普通預金のように出し入れは自由で元本保証、預金保険制度の対象となる預金口座。預け入れた金額によっては普通預金より有利な金利がつく場合があります。ただし、公共料金の自動支払いや給与の自動受取りなどには利用できません。普通預金口座との間でお金を移して管理するスイングサービスがあるのが特徴。

●貯蓄預金の特徴

引出し	自由
決済サービス	公共料金などの決済サービスは利用できない
金利	変動金利
預金保険制度	○

納税準備預金

税金を納めるための 資金限定で利息は非課税

納税準備預金は、税金を納めるための資金に限って預け入れることができる預金です。企業のみでなく個人でも利用でき、自動車税、固定資産税、都市計画税など、納税時期や納税額が予想できる際に効果的。利率が普通預金よりも高く設定されている場合もあります。

なお、利息は非課税ですが、納税目的以外に引出すと課税されます。

●納税準備預金の特徴

引出し	自由だが、納税目的以外は課税
金利	変動金利
預金保険制度	○

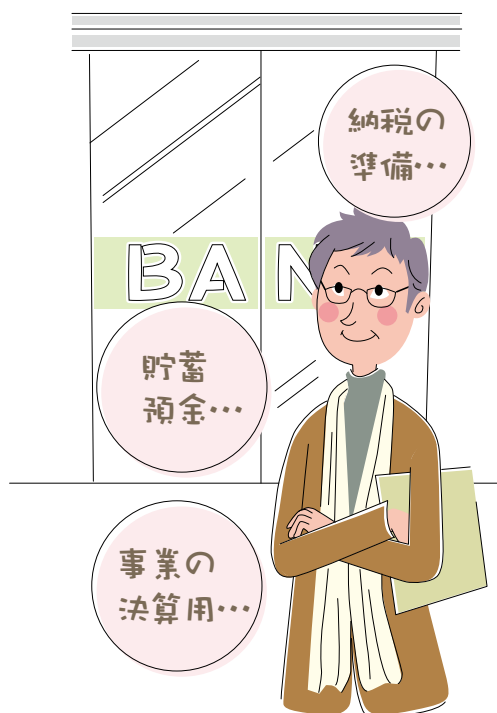
当座預金

企業や個人事業主が 決済に利用する無利息の預金

主に企業や個人事業主が、手形や小切手の決済に利用するのが当座預金です。普通預金などと異なり、誰でも簡単に口座開設できるわけではありません。利息はつきません。「決済サービスを提供できる」「預金者からの要求にしたがい、いつでも払戻しができる」「利息がつかない」の3つの条件を満たしているため、決済用預金として、預金保険制度による全額保護の対象になります。

●当座預金の特徴

引出し	1円以上で自由に引出せるが、手形や小切手による支払いにも利用可能。
当座貸越	当座貸越契約を結んでおけば、一定限度まで融資を受けられる。
金利	つかない
預金保険制度	○



外貨預金

米ドルやユーロなど、外国の通貨で預けるのね!



かんたんレシピ

外貨定期預金の特徴

円ではなく、ドルなどの外国の通貨で預けるのが外貨預金。いろいろな国の通貨を選べるので、金利が高い通貨を選んで預けることもできます。ただし、外貨預金は為替相場の変動の影響を受けます。また、預け入れ・引出し時には、為替手数料などがかかります。

✖ 外貨ベースでは元本保証があるが、円貨に交換した場合、受取る金額が預け入れ時の金額を下回ることがある。預金保険制度の対象外。

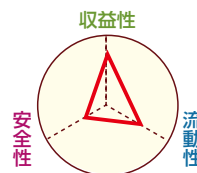
☑ 満期時の為替レートが、預け入れ時よりも円安になっていれば為替差益が期待できるが、円高になっていれば為替差損が生じる。

☹ 満期日まで原則として解約できない。

- 米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルなどの外貨で預け入れる。
- 円で受取る場合には、為替相場の変動の影響を受ける。
- 円を外貨に、外貨を円に交換するときに為替手数料がかかる。
- 同じ種類の外貨定期預金に自動継続することができる。

FPからのひとこと

長期的には外国の通貨を含めて、分散投資の視点も必要。為替手数料をチェックし、日々の為替レートを見るくせをつけてからスタートするようにしてください。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	固定金利 ^{*2}	申込期間	随時
預け入れ期間	1か月、3か月、6か月、1年など	利息	満期日に一括して受取ることが多い	元本保証	△ ^{*4}
預け入れ金額	銀行によって異なる ^{*1}	税金	利息に対して20.315% ^{*3}	預金保険制度 ^{*5} の対象	×

*1) 例えば10万円相当額以上など。 *2) 銀行や通貨によって利率は異なります。 *3) 為替差益は雑所得扱いになります。 *4) 外貨ベースでは元本が保証されていません。 *5) P35をご参照ください。

外貨預金の仕組み

円ではなく 外国の通貨で預けるのが外貨預金

外貨預金とは、日本の通貨「円」ではなく、外国の通貨で預ける預金のことです。外貨預金をするために用意した円は、日々決められた為替レート*1で計算して外貨に替えられ、利息も外貨でつきます。

引出すときは、通常は外貨建ての元本と利息を円に戻します。このとき、為替相場が有利に動いていれば為替差益を得ることができそうですが、不利に動いていると、円での受取り金額が預け入れ時の金額を下回る可能性もあります。

なお、外貨預金は、外貨のまま引出したり*2、引き続き外貨で預けることもできます。

*1) 取引時の市場の為替レートに連動した為替レートで計算することもあります。
*2) 手数料がかかることが多いようです。

外貨預金の種類①

円の預金と同じく 普通預金と定期預金がある

外貨預金には、円建て預金と同じように、普通預金や定期預金などがあります。

外貨普通預金とは、いつでも自由に出し入れができる預金のことです。外貨定期預金とは、預け入れ期間が1か月、3か月などというようにあらかじめ定まっています。満期日までは払戻しができないものです。

銀行のなかには、外貨定期預金の中途解約を認めているところもあります。ただし、中途解約を認めている銀行でも、中途解約をすると普通預金の金利が適用されるなど、なんらかの条件がつきます。また、外貨定期預金には、満期時点で同じ種類の定期預金に自動継続することができるものもあります。

*銀行によっては、定期預金のみを扱っているところもあります。

外貨預金の種類②

米ドル、ユーロなど 世界各国の通貨で預金ができる

外貨預金として預け入れることができる通貨は、銀行によって異なります。もっとも多くの銀行で扱われている米ドルは、海外旅行などでも使われる機会が多く、皆さんにとっても、いちばん身近にある外貨といえるでしょう。このほかにも、銀行によってはユーロ、英ポンド、オーストラリアドルなど、世界の主要通貨で預金することができます。

また、通貨の種類によって金利も異なりますので、円や各国の通貨を比較して、金利の高い通貨を選んで預金をするということも可能です。

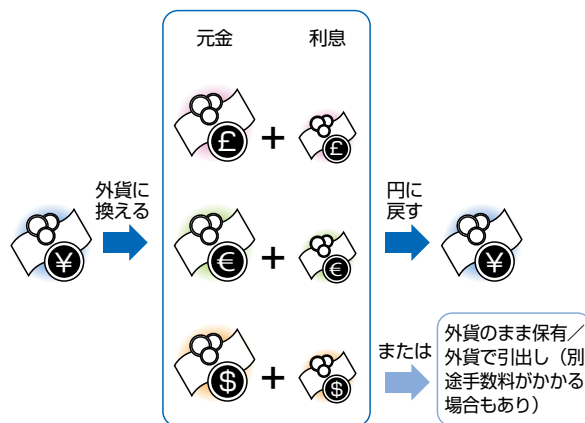
外貨預金の留意点①

預金保険制度の対象外

外貨預金は、預金保険制度(P35参照)の対象ではありません。

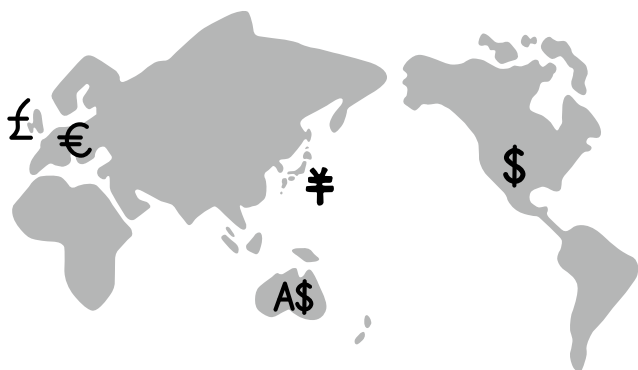
したがって、万一預けている銀行が破綻した場合には、その銀行の財産の状況に応じて預金残高が支払われることとなります。このため、預金の一部がカット(減額)されることもあります。

■ 外貨預金の仕組み



外貨普通預金 / 外貨定期預金
※預金保険制度の対象外
・米ドル
・ユーロ
・英ポンド
・豪ドル
その他の通貨

※期間は、1か月、3か月、6か月、1年など通貨や銀行により様々
※外貨ベースでの元本・利息は保証



外貨預金の留意点②

外貨と交換する際には 為替手数料がかかる仕組み

外貨預金は、金利もつきますが、円と外貨とを交換する際の為替レートの影響を大きく受けます。為替レートは、ニュースでもよく報道されます。しかし、ニュースで「1ドル=110円」などというのは、銀行間で取引されるインターバンク・レートを指しています。また、その他、銀行が顧客と取引を行う為替レートがあり、午前10時頃にインターバンク・レートをもとに仲値(対顧客取引の基準となるレート)を決めています。

実際に私達が外貨を購入するときは、ニュースでいう為替レートではありません。まず、私達が円を外貨に換えるときは、銀行が顧客に外貨を売る(円を外貨にする)際の為替レートが用いられ、それはTTS(電信売相場)と呼ばれています。

一方、外貨で運用していたものを円に戻す際は、銀行が顧客から外貨を買い取る(外貨を円にする)際の為替レートが用いられ、TTB(電信買相場)と呼ばれています。

仲値と、TTBおよびTTSのレートの差が銀行に払う為替手数料で、これは、銀行によって、また、通貨によっても変わってきます。例えば、米ドルの場合、仲値+1円=TTS、仲値-1円=TTB、往復で2円の手数料がかかる銀行、豪ドルでは、仲値+3円=TTS、仲値-3円=TTB、往復で6円の手数料になる銀行などがあります。

■ 為替相場と手数料の例 ※銀行により、また通貨の種類により異なる

	TTS (電信売相場) 円 → 外貨	仲値	TTB (電信買相場) 外貨 → 円
米ドル	119.81	118.81	117.81
ユーロ	149.99	147.99	145.99
英ポンド	188.60	185.60	182.60
豪ドル	103.49	100.49	97.49
NZドル	96.04	93.04	90.04

※仲値とTTS、仲値とTTBの差が金融機関の為替手数料。円→外貨、外貨→円と両替することで往復2回の手数料が発生する。為替に変動がない場合でも、手数料を上回る金利が得られない場合は元本割れとなってしまうことに注意。(P20で詳しく)
※適用為替レートは、銀行により規定が異なるので注意。店頭為替レートを適用、リアルタイムレートを適用、一定幅に変動があれば更新するところなどまちまち。

外貨預金の留意点③

円での受取り額は 為替相場の変動の影響を受ける

外貨預金は、外貨ベースでは元本と利息が保証されています。しかし、預け入れたり、引出したりするときには、たいてい円と外貨を交換することになるので、日々刻々と動いている為替相場の影響を受けることになります。

具体的に受取り額への影響を試算してみましょう。

※為替相場は、当該外貨の発行国の政治、経済および社会情勢の影響を強く受けます。政変などにより通貨価値が暴落したり、当該通貨の変換ができなくなることもあります。

■ 外貨預金の受取り額の例 ※利息がつかない場合

円と外貨の交換		TTS	仲値	TTB
外貨購入	ドル購入時	101円	100円	99円
円に戻す	パターン①	111円	110円	109円
	パターン②	91円	90円	89円

★まず、1万ドルを購入する⇒101円(TTS)×10,000ドル=1,010,000円が必要

★パターン①

円に戻す際に、為替相場が100円高になったときは、10,000ドル×109円(TTB)=1,090,000円となり8万円の**為替差益**が得られる。



★パターン②

一方、円に戻す際、為替相場が100円高になったときには、10,000ドル×89円(TTB)=890,000円となり12万円の**為替差損**となる。



※計算をわかりやすくするため、金利は計算に入れていません。

このように為替相場によって円での受取り額が変動することを「**為替リスク**」といいます。外貨預金は、このような為替変動や為替手数料のほか、金利水準によっても受取り額は変わってきます。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

外貨に対して、日本円の価値が 高くなったり低くなったりするのが「円高・円安」

世界各国の通貨に対して、日本円の価値が高くなったり、低くなったりすることを「円高・円安」といいます。例えば、ある日の為替相場が1ドル=110円だったとします。翌日に1ドル=108円になれば、前日に比べて2円の円高です。110円から108円になったから円安では、と思うかもしれませんが、これはドルを基準に考えればわかります。

1ドルを手に入れるために、前日は110円が必要だったのが、今日は108円で済むのですから、その分、円の価値が高くなった(ドルの価値が安くなった)わけです。これが「円高ドル安」です。逆に1ドル=110円から1ドル=112円になったら、前日に1ドルが110円で買ったのに、今日は112円を支払わなければなりません。円の価値が2円分低くなった(ドルの価値が高くなった)わけです。これが「円安ドル高」です。

外貨預金の留意点④

金利水準と為替手数料の影響

外貨預金には為替手数料がかかるので、金利が低いと為替手数料が受取る金利を上回ってしまうことがあります。

以下の表で、1,000ドルの米ドル預金をする場合に、金利1%と3%の違いをみてみましょう。ここでは仲値が110円で1年後も変わらず、為替手数料が往復で1円ずつ計2円発生すると仮定します。まず、TTSレートから1,000ドルに必要な預け入れ額は111,000円。1年後の金額は、金利1%なら1,010ドル、金利3%なら1,030ドルになりますが、ここで円に戻すとTTBレートにより受取り額はそれぞれ110,090円、112,270円になります。これらを当初の預け入れ額と比較すると、表の金利1%の例のように金利が低い場合は、預け入れ額を下回り、差額がプラスにならないこともあり得ます。金利が低いものほど、受取り時に為替手数料の影響を受けやすいことに注意が必要です。

よって、金利が高いものを選ぶことと同時に、為替手数料がより低いものを選ぶことが、より投資効果を高めることにつながるといえます。

■ 金利水準と為替手数料の影響

1,000ドルを1年もの外貨預金に預けた場合

※税金は考慮しない

	1ドル110円で変わらない場合 (TTS=111円、TTB=109円)			
	預り入れ額 (a)	1年後		差額 (b)-(a)
		ドル建て	円に変換 (b)	
金利1%	111,000円	1,010ドル	110,090円	-910円
金利3%	111,000円	1,030ドル	112,270円	1,270円

TTSレートで換算
TTBレートで換算

金利が低いほど、
為替レートの影響大

外貨預金の留意点⑤

預け方によって異なる手数料

TTS、TTBに含まれる為替手数料は、日本円で外貨預金を作るときの手数料です。このほかにも、直接外貨で入金する場合（例えば、日本国内の銀行窓口で直接米ドルを持ち込んで外貨預金をするとき）にも、別の外貨取扱手数料が必要になることが多いです。外貨で引出す場合も同様です。

外貨預金の税金

利息に20.315%の税金がかかるほか 為替差益は総合課税の対象

外貨預金の利息には、一律20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかります。円建て預金と同様に、納税手続きは銀行が行います（源泉分離課税）。為替差益が生じたときには、雑所得*1として、確定申告*2の必要がある総合課税の対象になります。また、為替差損が生じたときには、他で生じた雑所得からその分を差し引くこと（損益通算）ができます。

*1) 給与所得、営業所得、農業所得、利子所得、不動産所得、配当所得などに当てはまらない所得のことです。
*2) 年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得、退職所得以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告の必要はありません。

■ 外貨預金にかかる税金

100万円を年利1%で1年間預けると

● 預け入れ時の為替レート …………… 1ドル=100円

1年後のドル建ての受取り額

元本1万ドル + 利子100ドル

● 引出し時に円安になると …………… 1ドル=120円

円建ての受取り額

元本120万円 + 利子12,000円
 為替差益20万円 雑所得
 源泉分離課税 2,437円

● 引出し時に円高になると …………… 1ドル=90円

円建ての受取り額

元本90万円 + 利子9,000円
 源泉分離課税 1,828円

為替差損10万円
 雑所得から控除

※為替手数料は計算に入れていません。

外貨預金の損益分岐点



手取りベースで
預け入れ金額を下回らないポイントを計算

損益分岐点とは、外貨預金を円で引出したときに損も得もないTTB為替レートのことです。年利3%の米ドル預金に、1,000ドルを1年間預けたケースで計算してみましょう。なお、預け入れ時の仲値は「1ドル=110円」で、為替手数料は1円とします。

1,000ドル預けるのに必要な円は、TTSが111円（仲値+1円）になるため、111,000円です。1年後の元利合計金額は、税引き後で1,023.91ドルになります。そこで、元本の111,000円を1,023.91ドルで割ると、108.41という数字が出てきます。この数字が損益分岐点で、TTBが108円41銭まで円高になっても、手取りベースで預け入れ金額を下回らないということです。ただし、このレートは、ドルを円に交換するときのTTBであることに注意してください（仲値だと109円41銭）。また、この場合、利息は帳消しということです。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

金利と為替の関係を
理解しておきましょう

金利と為替は、密接に関係しています。日本の金利水準が低くなると、外国為替市場では「円」が売られる傾向にあります。円建てで資金を置いておくよりも、その他の通貨で運用した方が有利だからです。

一方、日本の金利水準が高くなると「円」で運用した方が有利なので「円」が買われます。ですから、日本が低金利なら円安傾向、日本が高金利なら円高傾向になるのが一般的です。

ただし、あくまでもこれは一つの要因に過ぎません。為替変動には、この他にも様々な要因が予測できないほど複雑に関係してきます。

■ 外貨預金損益分岐点の計算方法

1 外貨建ての預金元本を計算する

$$\frac{\text{円で用意した金額 (①) (円)}}{\text{購入時のTTS (円)}} = \text{外貨建ての預金元本 (②)}$$

2 外貨建ての利息を計算する

$$\frac{\text{②の数字} \times \text{外貨預金の利率 (3%なら0.03)} \times \text{預け入れ日数}}{365^*} = \text{外貨建ての利息額 (③)}$$

*365は1年間を意味しています。日本の銀行の米ドル預金では1年間で365日で計算する場合があります。360日で計算する銀行もあります。

3 利息にかかる税金を計算する

$$\text{③の数字} \times 20.315\% = \text{税金額 (④)}$$

4 満期時の外貨建ての受取り額を計算する

$$\text{②の数字} + \text{③の数字} - \text{④の数字} = \text{満期時の外貨建て受取り額 (⑤)}$$

5 損益分岐点を求める

$$\frac{\text{①の数字 (円)}}{\text{⑤の数字}} = \text{損益分岐点のTTB (小数点第3位以下切り上げ)}$$

※このレートよりも円高になると為替差損が生じる。



外貨預金をはじめる前に ~為替相場の変動と受取り額~

年利2%の米ドル預金に、1,000ドルを1年間預け入れ。

<商品設定> 外貨定期預金(米ドル)

預け入れ期間:1年 利息:年利2% 為替手数料:預け入れ時・引出し時ともに1ドルにつき1円
利払方法:満期時一括支払い

預け入れ時

預け入れ時のTTS

1ドル=111円
(仲値110円+1円)

1,000ドル×111円=111,000円
預け入れ時の必要額⇒111,000円

1年後の元利合計 1,000ドル×0.02×(1-0.20315)*=15.94ドル(税引後)
(1年間、年利2%で運用) 1,000ドル+15.94ドル=1,015.94ドル

※2013年1月1日から2037年12月31日まで復興特別所得税が上乗せされた20.315%の税金が利息にかかります。(1円未満は端数切捨て)

満期時に為替相場が円安に動いた場合

満期時のTTB

1ドル=114円
(仲値115円-1円)

1,015.94ドル×114円
=115,817円
(税引後の円での受取り額)

115,817円-111,000円=4,817円
⇒4,817円の利益

満期時に為替相場が円高に動いた場合

満期時のTTB

1ドル=104円
(仲値105円-1円)

1,015.94ドル×104円
=105,657円
(税引後の円での受取り額)

105,657円-111,000円=-5,343円
⇒5,343円の損失

(※)外貨は、1/100を補助通貨単位とし、円貨額は1円未満の端数を切捨て、外貨額は1通貨単位未満の端数を切上げて試算。



外貨預金で上手に運用するためには「円高で預けて円安で引出す」ことがポイントになります。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

為替先物予約で満期時の為替レートを確定できます

為替先物予約とは、定期預金の満期日の為替レートを満期日前にあらかじめ決めておくことです。例えば、1ドル=110円のときに預け入れた外貨預金について、為替予約相場が1ドル=115円のときに予約を締結しておけば、満期日時時点で1ドル=105円となっても、1ドル=115円で計算されるので、収益が確保されます。ただし、為替先物予約をすると予約の取消しはできないため、満期日の時点で、予想よりも円安に向かって、1ドル=120円になっていたとしても、さらなる為替差益を得ることはできません。

また、為替予約相場が1ドル=105円のときに、さらなる円高を予想して予約を締結すれば、例えその後急激に円高に向かい1ドル=100円になっても、損失を予約締結時の範囲内に抑えることができます。

なお、為替先物予約を行うと、手数料がかかることがあります。

※為替手数料は計算に入れていません。

投資信託

少額の資金で、効率よく分散投資ができるのね！



かんたんレシピ

投資信託の特徴

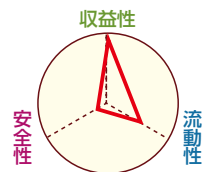
投資信託は、投資家から募ったお金を一つにまとめて、内外の株式や債券などで運用し、得られた収益を分配する金融商品です。したがって運用状況によっては、元本割れすることがあります。

- ❖ 元本割れの可能性がある。預金保険制度の対象外だが、販売した銀行が万一破綻しても、直接影響を受けない。
- ❖ 安定した収益をあげることが目標になっている商品から、積極的に値上がり益を追求する商品まで、幅広く揃っている。
- ❖ 追加型はいつでも換金可能。単位型は償還日まで原則として換金できない。クローズド期間が設けられているものは、その期間中は換金できない。

- 投資家から集めた資金を、投資のプロが株式や債券で運用し、収益を分配する。
- 投資対象によって、大きくは株式投資信託と公社債投資信託に分かれる。
- 収益分配金を決算期ごとに受取るタイプと、収益分配金が再投資されるタイプがある。
- 換金方法は解約請求と買取請求がある。

FPからのひとこと

自分で運用する時間やコツがなくても、自身のリスク許容度に合わせて1万円程度から分散投資できます。申込手数料や信託報酬はよくチェックして。



ご利用可能な方	個人・法人	収益率	確定しない	申込期間	商品による
信託期間	商品によって異なる*1	手数料	○*2	元本保証	×
購入単位	1万円以上のことが多い	税金	分配金、解約・償還時の値上がり益に対して20.315%	預金保険制度 ³⁾ の対象	×*4

*1) 追加型（オープン型）は無期限など。単位型（ユニット型）は5年など。*2) 購入時の申込手数料（無料の商品もある）、運用期間中の信託報酬がかかるほか、解約時に信託財産留保額や解約手数料が徴収される商品もあります。外国の証券に投資する商品では為替手数料がかかる場合があります。*3) P35をご参照ください。
*4) ただし、信託銀行の財産とは別管理されているため、信託財産の状況に応じて支払われます（P22参照）。

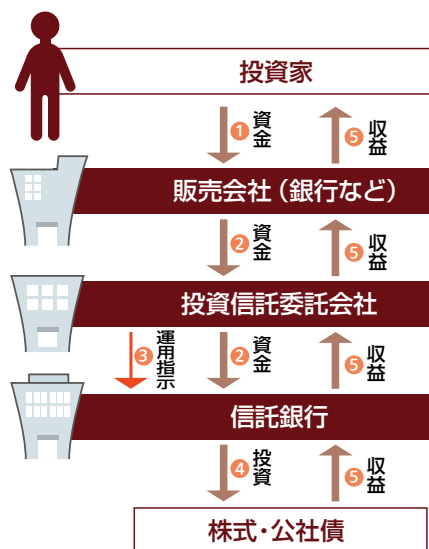
投資信託の仕組み

投資家から集められた資金は まとめて株式などで運用されます

投資信託の運用の仕組みについて、私達（投資家）が、投資信託の購入を決めたところから、その資金の流れを説明します。ここに登場するのは、投資家、販売会社（銀行など）、投資信託委託会社、信託銀行の4者です。

- 1 投資家が銀行などの販売会社の窓口で投資信託を購入して資金を払い込むと、
- 2 その資金は、投資信託委託会社が指定する信託銀行に保管されます。
- 3 保管された資金の運用（公社債や株式の売買）を、投資信託委託会社が信託銀行に指図（指示）します。
- 4 信託銀行は指図にもとづいて資金を投資します。購入した株式や公社債も信託銀行に保管されます。
- 5 株式や公社債による運用成果に応じて、決算時に収益（収益分配金）が投資家である皆さんに分配されます。*

*投資信託には毎月、3か月ごと、1年に1回というように決算期が定められています。決算時に収益が生じていれば、そこから収益分配金が支払われます。なお、収益分配金を受取らずに再投資するタイプもあります。



不思議に思われるかもしれませんが、投資信託委託会社は、投資家の資金の運用を行いますが、資金や株式などの資産を保管することはありません。それらは信託銀行が保管します。ここに投資信託の一つのポイントがあります。つまり、投資信託では、あえて資金の運用者と保管者を分離させることによって、資金の安全性と透明性（どのように投資されているかということ）を高めているのです。そのうえ、信託銀行は、投資信託が集めた投資家の資金や、投資した株式、公社債を、信託銀行自身の財産とは別に管理（分別管理）することが義務づけられています。このため、万一いずれかの機関に不慮の事態が起こっても、投資信託の運用資金は守られる仕組みになっているのです。

投資信託のメリット

少ない資金でも 専門家が分散投資

多数の投資家から資金を集め、専門家によって、資金が分散して運用される、これが投資信託の3大メリットです。

- メリット①** 多数の投資家から預った資金を一つにまとめて投資するので、個人では難しい多額の資金を必要とする運用が可能になります。
- メリット②** 収益を継続的に上げるために、専門的な知識を持つ投資のスペシャリストが、資金の運用を行います。
- メリット③** ひとまとめにした資金（ファンド）を、複数の投資対象に分散投資することで、ファンド全体のリスクの抑制を図ります。例えば、ある投資対象での運用成績が悪くても、ほかの投資対象でカバーすることが可能になります。

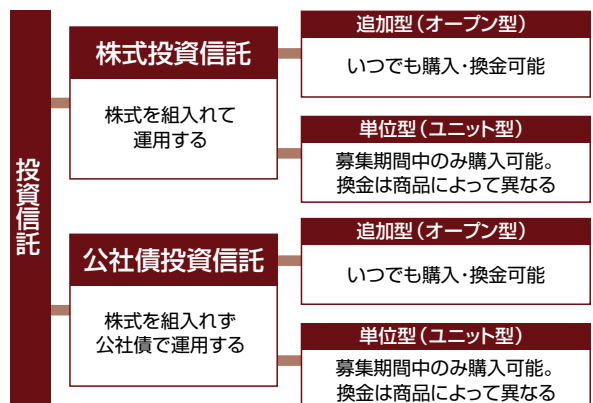
投資信託の種類

商品の特徴で分類されている

投資信託には、いくつかの分類方法がありますが、その代表的なものをここで紹介しておきましょう。

- **株式投資信託と公社債投資信託**
投資対象による分類で、株式と公社債、あるいは株式だけで運用するものを株式投資信託、株式をいっさい組入れず、公社債だけで運用するものを公社債投資信託と呼びます。
- **追加型と単位型**
購入できる時期による分類で、いつでも購入できるものを追加型（オープン型）、購入期間が限定されているものを単位型（ユニット型）と呼びます。
単位型にはさらに、運用方針が同じ投資信託を毎月定期的に発売する定時定形型と、運用に適した条件がそろったときにタイムリーに発売されるスポット型とがあります。

投資信託の分類



投資信託の留意点①

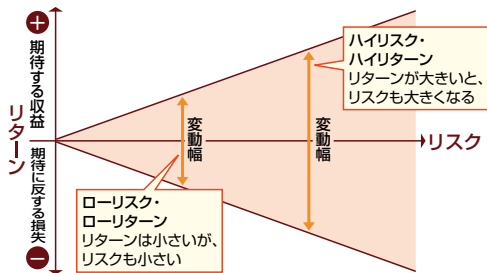
リスクとリターン

投資信託には、確定した収益というものはありません。例えば株式などの値動きの激しい商品をより多く組入れるほど、リターン（収益）の幅（ぶれ）が大きくなるのでリスクも大きくなります。その結果、予想以上の収益を得る可能性がある反面、元本割れを起こす可能性もあるのです。これが、投資信託のリスクとリターンの関係です。

こうしたリスクとリターンの関係をしっかりと理解したうえで、実際に商品を検討することが大切です。例えば、その商品が「値動きの激しい株式に多く投資するのか、利回りの安定した公社債に多く投資するのか」「国内の株式や公社債に投資するのか、海外の株式や公社債に投資するのか」などを確認します。海外の株式や公社債に投資する商品の場合には、円建てであっても、為替相場の変動の影響を受けることがあります。

また、外貨建ての商品の場合には、為替手数料がかかったり、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、為替相場の変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことがある、ということにも注意しておく必要があります。

■ リスクとリターンの関係



※この図はイメージです。

投資信託の留意点②

投資信託は預金ではない

投資信託は、預金のように「預ける」ものではなく、あくまでも資金を「投資する」金融商品です。預金のように一定の利息（リターン）が約束されているものではありません。このため、投資信託には元本保証がなく、預金保険制度の対象でもありません*。

つまり、投資信託は、預金よりも高い収益が期待できるかわりに、投資した資産が減少して損失が発生しても、その損失は投資家に帰属する金融商品なのです。

*銀行で購入する投資信託は投資者保護基金の保護対象でもありませんが、分別管理（P22参照）を前提にすれば、銀行が万一破綻しても、顧客から預った資産は顧客に返還されるようになっています。

投資信託の留意点③

投資信託の手数料

投資信託を購入するときには、申込手数料がかかることが多いですが、無料の場合（「ノーロード」といいます）もあります。

信託期間中にかかる費用としては、信託報酬があります。これは、信託財産の純資産総額をもとにして、あらかじめ決められた料率で算出（日割り）され、信託財産から差し引かれます。

また、換金する際には、信託財産留保額や解約手数料が差し引かれる商品と差し引かれない商品があります。

■ 投資信託にかかる費用

時期	項目	費用
購入時	申込手数料*	申込額の一定割合。購入時のみかかる。
信託期間中	信託報酬*	純資産総額の一定割合。毎日信託財産から差し引かれる。
換金時	信託財産留保額	差し引かれるものと、差し引かれないものがある。
	解約手数料*	徴収されるものと、徴収されないものがある。

*申込手数料と信託報酬、解約手数料には消費税がかかります。

詳しく知ろう!

投信 word

信託財産と純資産総額

投資信託の信託財産とは、投資家から集めた資金を一つにまとめて運用する資金のことです。

この信託財産で購入した株式や債券などを時価で評価した金額に、株式や債券の配当・利子などを加えて算出した金額を資産総額と呼びます。そして、そこから投資信託の運用に必要な費用を差し引いた金額を純資産総額といいます。

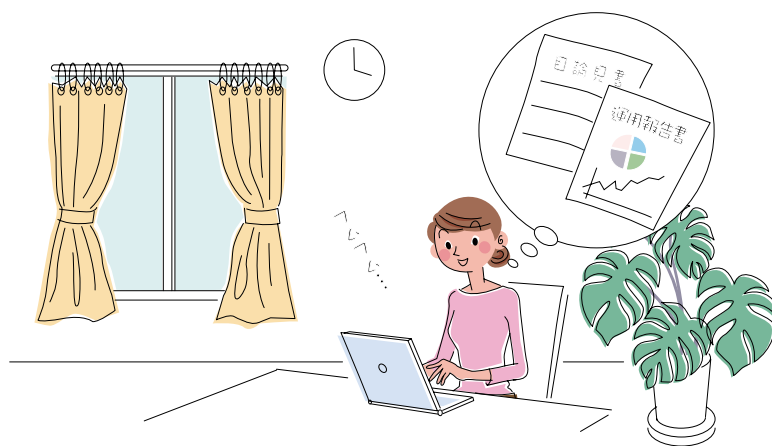
さらに、純資産総額を投資信託の総口数で割ったものが、その日の基準価額（P25参照）になります。

詳しく知ろう!

投信 word

信託財産留保額

信託期間中に投資信託の解約の申し出があった場合、組入れてある株式や債券を売却しなければなりません。そこで、換金すると、引き続き保有する人との公平性を確保するとともに、運用の安定性を高めるために、換金をする人が負担する金額が信託財産留保額です。これはその投資信託の信託財産にそのまま組入れられ、その投資信託を引き続き保有する人のものとなります。



投資信託の留意点④

収益を左右する 換金のタイミング

投資信託を換金するときには、換金にかかる費用のチェックと、換金のタイミングを考える必要があります。まず、いつでも換金の申込ができるかどうか、換金単位はどうなっているかをチェックします。手数料や税金についても調べておきましょう。

換金時の基準価額が購入時の基準価額を上回っているときの差額が収益となり、逆に下回っているとき、その差額が損失となります。投資金額を回収できるように、基準価額を確認して換金のタイミングを計ることが重要です。

ただ、現在の基準価額が購入時の基準価額を下回っていても、これまで受取った分配金の金額を加えた場合の総合的な収益はプラスになることもあります。分配金や手数料も加味した総合的な収益（トータルリターン）は、販売会社（銀行など）からの通知などで知ることができますので確認しておくといえます。

また本人の死亡など限られたケースを除いて、解約することができないクローズド期間が設定されている商品もありますので、クローズド期間の有無と期間については、あらかじめ十分にチェックしておきましょう。

詳しく
知ろう!

投信 word

信託期間とクローズド期間

投資信託によっては、募集する際にあらかじめ運用期間を定めている場合があります。この定められた運用期間を信託期間といい、信託期間を終了した時点で、運用成果のすべてを投資家に返還することを償還といいます。償還時点で生じている利益は償還益、損失は償還損と呼ばれます。

また、投資信託によっては、運用効率を下げないために解約できない期間を定めている場合があります。これをクローズド期間といい、全信託期間をクローズド期間にしている投資信託と、募集締切から一定期間をクローズド期間にしている投資信託があります。

投資信託の換金方法

解約請求と買取請求

換金方法には、解約請求と買取請求という2つの方法があります。解約請求は、その投資信託を購入した販売会社（銀行など）を通じて、信託財産の一部または全部の解約を請求する方法です。一方、買取請求は、信託財産を、その投資信託を購入した販売会社（銀行など）に買い取ってもらう方法です。

なお、クローズド期間が設定されている投資信託は、期間中は原則として換金できません。例外的に換金が可能であっても、換金方法は原則買取請求のみとなっています。



FPのワンポイント アドバイス

「顔の見える」投資信託を選び、 毎月一定額ずつ購入するのが長続きのコツ

投資信託は、長期投資に向けた商品です。運用方針がわかりやすく、組入れ銘柄もできるだけ開示してある、「顔の見える」投資信託が、一番安心してつき合えると思います。また、申込手数料や信託報酬は収益に影響を与えますので、購入時には要チェックです。

専門家に運用を任せるとはいえ、運用中なぜ増えているのか、なぜ減っているのかを、運用報告書などでチェックすることも重要です。その理由がわかると、仮に減っていても納得できるからです。毎月一定額ずつ買い続けることも長続きするコツ。価格下落時は多く購入し、価格上昇時は少なく買うことで、購入単価を引き下げられます。(P39参照)

投資信託にかかる税金

投資信託の税金と特定口座

公社債投資信託の収益分配金、解約・償還益および譲渡益については、定期預金などと同じように、一律20.315%の源泉分離課税となっています(確定申告は不要)。

株式投資信託の収益も、2014年1月より解約益・償還益・譲渡益にかかわらず、譲渡所得として20.315%が課税されています。一般の口座では、原則として申告分離課税で確定申告が必要ですが、「特定口座」を利用すると、金融機関が譲渡損益などを計算し、「年間取引報告書」を作成するので、確定申告を簡便に行うことができます。さらに「特定口座」は、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のいずれかを選択でき、「源泉徴収あり」を選択した場合は、原則確定申告が不要となります(取扱については、以下コラムも参照ください)。

なお、税金については、改正されることがありますので、必ず事前に確認しておきましょう。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

特定口座と譲渡損益の損益通算などの扱い

損益通算とは、複数の金融商品を保有しているとき、一つが黒字で他が赤字の場合、黒字と赤字の差引計算を行うというものです。

確定申告により申告分離課税を選択した場合、株式投資信託・上場株式などの譲渡損失などと分配金などの配当などを損益通算することができます。また、確定申告しなくても「特定口座(源泉徴収あり)」で、「配当など受入あり」の手続きをしていれば、特定口座内の株式投資信託・上場株式などの譲渡損と分配金などの損益通算が可能です。分配金受取り時に源泉徴収された税額のうち、年末の損益通算の結果、還付される税金がある場合には翌年初に還付されます。

また、損益通算をしてもなお控除しきれなかった公募株式投資信託の譲渡損や解約・償還損は、確定申告することにより、その年の翌年以後3年間にわたり損失を繰り越すことができます。

なお、「配当など受入あり」を選択した特定口座でも、他の金融機関などの取引と損益通算を行う場合や損失を繰り越す場合などは確定申告が必要となります。

「配当など受入なし」または「源泉徴収なし」を選択した場合で、収益分配金と解約・償還・買取による損失との損益通算を行う場合や他の金融機関などの取引と損益通算を行う場合、損失を繰り越す場合などは確定申告が必要となります。

■ 特定口座や一般口座の損益通算など手続きの違い

口座の種類と税金	特定口座			一般口座 (自分で損益など計算)
	源泉徴収あり (配当など受入あり)	源泉徴収あり (配当など受入なし)	源泉徴収なし	
譲渡益からの源泉徴収	○	○	×	×
収益分配金からの源泉徴収	○	○	○	○
譲渡損益の通算	○	○	×	×
譲渡損失と収益分配金の損益通算	特定口座内で ○ (確定申告不要)	×	×	×

×は、適用されるには、確定申告をすることが必要

投資信託の情報入手

投資信託説明書(交付目論見書)と運用報告書で確認

投資信託に関する情報については、パンフレットや様々な広告などで知ることができます。ほとんどのパンフレットや広告には、その投資信託の名前(固有名詞)や主な内容が端的に示されていますが、投資信託の特徴などを正しく把握するために、以下の情報を必ず確認するようにしましょう。

●投資信託説明書(交付目論見書)

投資家に必ず事前に配布され、投資信託についての重要事項が説明されているのが、投資信託説明書(交付目論見書)です。以下の記載項目や記載順序はすべての商品で統一されているので、ファンドの内容をわかりやすくチェックし、比較することが可能です。

1. **ファンドの目的・特色** 何を目的として、どこに、何に投資しているか。ファンドの仕組はどうなっているかなど
2. **投資のリスク** 価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど、商品ごとにどのようなリスクがあるか
3. **運用実績** 基準価額や純資産総額の推移、分配金の推移、年間収益率の推移など、投資信託の過去の運用実績について(新設のファンドには実績はありません)
4. **手続・手数料など** ファンドの購入単位、購入時の手数料や運用中の運用管理費用(信託報酬)、ファンドにかかる税金など、ファンドにかかる諸費用などについて

●運用報告書

投資信託がどのように運用され、どのような実績を出しているかを知ることができるのが運用報告書です。運用報告書は、原則として投資信託の決算を迎えるごとに作成され、投資信託を保有している受益者に交付されます。その主な内容は以下があげられます。

1. **運用実績** 設定来の運用実績について表で記載
2. **期中の運用経過** ・市況概況(当期の投資環境について、グラフや図表とともに説明) ・運用経過と基準価額(期初・期中・期末の基準価額の状況、ファンドの運用方針や、前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との比較検証) ・分配金(当期の収益分配金について、分配金決定の根拠と、留保益の今後の運用方針が明示)
3. **今後の運用方針** 目論見書に記載された運用方針を前提として、今後の運用方針が具体的に明示

参考：一般社団法人投資信託協会

詳しく知ろう!

投信 word

基準価額と騰落率

投資信託では、毎日収益を計算しています。そのときに算出される1口あたりの時価を基準価額といいます。基準価額が決まるのは、その日の証券取引所の終値が提示された以降ですから、申込時点でわかるのは、前日の基準価額となります。申込日に基準価額が大きく変動していれば、購入に必要な資金額も大きく変動することになります。

騰落率は、一定期間内の基準価額の変動をパーセンテージで表したもので、この数字がプラスで大きければ、その期間内の収益率がよかったということになります。



投資信託をはじめる前に ~基準価額の変動と受取り額~

1口1万円の投資信託を100口購入。購入金額は102万円(手数料を含む)。

<商品設定> 追加型株式投資信託/信託期間無期限/分配金受取り型

申込手数料:2%(税込) 信託報酬:0.8%(税込)^{*1} 信託財産留保額:0.3% 解約手数料:なし

購入時	
基準価額	買付口数……………100口
10,000円/1口	買付金額……………100口×10,000円=1,000,000円 ^{*2}
	申込手数料……………100口×10,000円×2%=20,000円
投資額(手数料を含む)…1,000,000円+20,000円=1,020,000円	

決算時に分配金の支払いがあった場合	
基準価額	分配金 ^{*3} ……………1,000円/1口
11,000円/1口	分配落ち後の基準価額 ^{*4} ……………10,000円/1口
	分配金額……………1,000円×100口=100,000円
	税金……………100,000円×20.315% ^{*5} =20,315円
手取額……………100,000円-20,315円=79,685円	⇒79,685円の収益

①分配金受取り後に基準価額が上昇したときに全口を換金した場合 ^{*6}	
基準価額	信託財産留保額……………12,000円×0.3%=36円
12,000円/1口	解約価額……………(12,000円-36円)×100口=1,196,400円
	税金……………(1,196,400円-1,020,000円)×20.315% ^{*6} =35,835円
手取額……………1,196,400円-35,835円=1,160,565円	手取額-投資額⇒約14万円の収益

②分配金受取り後に基準価額が下落したときに全口を換金した場合 ^{*6}	
基準価額	信託財産留保額……………8,000円×0.3%=24円
8,000円/1口	解約価額……………(8,000円-24円)×100口=797,600円
	税金……………0円 ^{*7}
手取額……………797,600円	手取額-投資額⇒約22万円の損失

- *1 信託報酬は運用期間中、毎日、純資産総額に乘じた額が、全体の信託財産から控除されます。そのため基準価額の低下要因にはなりますが、投資家が直接支払うものではありません。
- *2 この例では、1口当たり10,000円が投資家の取得価額(個別元本)になります。
- *3 分配金は、決算期に当期の収益にあたる部分の全部または一部を、信託財産の中から投資家に分配するものです。この例ではわかりやすくするため、分配金を1,000円としています。実際には市況動向などを勘案して決算期に決定されます。
- *4 決算日に分配金を差引かれた後の基準価額が「分配落ち後の基準価額」になります。分配落ち後の基準価額が個別元本と同額が上回っている場合は、分配金は「普通分配金」となり、全額が課税対象となります。一方、分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る場合は、その差額は「特別分配金」として非課税となります。この例では、分配落ち後の基準価額と個別元本が同額のため、分配金全額が普通分配金として課税対象になっています。
- *5 2013年1月1日から2037年12月31日まで復興特別所得税が上乗せされた20.315%の税金がかかります(P41参照)。
- *6 解約請求によっても買取請求によっても(P24参照)、手取額に違いはありません。
- *7 解約価額(797,600円)が取得価額(102万円)を下回っているため、課税されません。



FPのワンポイントアドバイス

毎月分配型の投資信託は、目的に応じて活用を

毎月分配型の投資信託は、1か月ごとに決算を行い、収益などの一部を分配金として毎月受取るファンドです。投資信託を売却せずに、運用を続けながら、その運用成果を毎月こまめに受取ることができるのがメリットといわれています。

一方、毎月分配型のように分配金が多い投資信託は、収益を再投資し続ける投資信託と比べて、複利の効果が得にくく投資効率が悪くなります。

また、分配金が多い場合、結果として元本を取り崩して分配に充てることになってしまう場合もありますので注意が必要です(このような場合の分配金を「特別分配金」といいます)。

毎月分配型の投資信託が向いているのは、毎月のお小遣いの一部に充当したり、年金のプラスαなどを目的としている人で、長期間の投資効果を高めたい人は慎重に検討したほうがよいでしょう。

投資信託を換金するときは、換金できる時期や換金単位、手数料や税金を、事前に知っておく必要があります。



個人年金保険や様々な保険



かんたんレシピ

個人年金保険の特徴

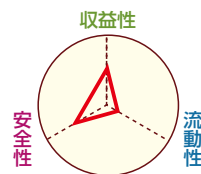
個人年金保険は、将来の年金受取りと、資産形成、死亡保障の機能を合わせ持つ商品として、ライフプランに合わせた様々なニーズに対応しています。個人年金保険には変額個人年金保険と定額個人年金保険があります。

- 変額個人年金保険は、払込原資を割込む可能性がある。定額個人年金保険は、年金原資の最低額が保証されている。ともに生命保険契約者保護機構の保護対象。
- 変額個人年金保険は運用実績によって異なる。定額個人年金保険は契約時に年金原資が確定する。
- 契約後早期に解約する場合は、積立金から解約控除額が差し引かれる。
- 60歳や65歳など、契約時に定めた年齢から年金を受取る。
- 保険料の払込方法には、一時払い型、積立型がある。
- 変額個人年金保険は運用実績によって年金額、解約返戻金変動する。
- 定額個人年金保険は契約時に年金原資が確定する。
- 年金受取り前に被保険者が亡くなった場合は、死亡給付金が受取れる。変額個人年金保険の死亡給付金には最低保証があることが多い。
- 年金の受取り方法としては、終身年金、確定年金、有期年金などがある。
- 積立期間（変額個人年金保険は運用期間）に応じた解約返戻金を受取れる。

■ 変額個人年金保険

FPからのひとこと

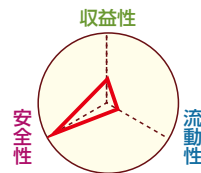
投資信託などで運用することで、将来の年金を自分で作っていく商品。運用期間中は一定の死亡保障があるのがミソですが、保障のためのコストがかかります。



■ 定額個人年金保険

FPからのひとこと

金利が低いうちは、予定利率が固定された商品ではなく、予定利率が途中で見直される（最低保証つき）、利率変動型商品のほうが長期的によいでしょう。



ご利用可能な方	個人	収益率	変額個人年金保険は確定しない*1 定額個人年金保険は契約時に確定する*2	申込期間	随時
積立期間	商品によって異なる	運用益	年金として受取る	元本保証	×
保険料	商品によって異なる	税金	税制優遇あり*3	預金保険制度*4の対象	×*5

*1) 変額個人年金保険の利回りは商品によって異なります。 *2) 契約時の予定利率が最後まで適用されるものと、一定期間毎に利率が見直されるもの（最低保証つき）があります。 *3) 保険料は生命保険料控除の対象。年金として受取る場合は雑所得、一括して受取る場合は一時所得となります。また、変額個人年金保険の運用益は、受取り時点まで課税が繰り延べられます（ファンド間の乗換え時は非課税など）。 *4) P35をご参照ください。 *5) 生命保険契約者保護機構の保護対象で、仮に保険会社が破綻しても契約は引き継がれます。

変額個人年金保険

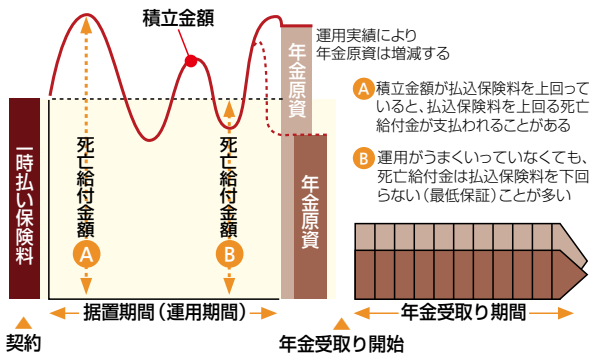
変額個人年金保険の仕組み

運用実績により年金額が増減

変額個人年金保険は、支払われた保険料を主に投資信託で運用しています。このため、運用対象となっている投資信託の運用実績に応じて、将来の年金額や中途解約をしたときの解約返戻金の額が増減します。払込んだ保険料に相当する額を基準に、100%など一定割合の年金原資や年金の支払いを保険会社が保証する、年金原資保証や年金受取り総額保証がつく商品もあります。

運用対象とすることができる投資信託は複数設定されていることが多く、契約者が、その中から運用対象とする投資信託を選びます。一つの投資信託に保険料の全額を投資することも、複数の投資信託に分けることもできます。運用期間中に投資信託の組替え（スイッチング）を行い、積立金の組入れ比率を変更することもできます。

■ 変額個人年金保険の仕組み



※この図は、あくまでも変額個人年金保険の商品イメージ図であり、契約形態・商品によって詳細は異なります。

変額個人年金保険の死亡保障

死亡給付金には最低保証があることが多い

変額個人年金保険は、運用期間中に被保険者が死亡すると、死亡給付金が遺族に支払われます。死亡給付金には最低保証があることが多いため、死亡給付金の額は、払込んだ保険料に相当する額、あるいは運用成果を積立した金額の、いずれか多いほうになることが多いです。

災害死亡時には死亡給付金が増額されるタイプや、死亡給付金の最低保証額が積立金額の残高に応じて引上げられるステップアップ型の商品もあります。

変額個人年金保険の留意点①

保険にかかわる費用

変額個人年金保険は、商品によって購入時に費用が差し引かれるほか、運用期間中は、投資対象とした投資信託の信託報酬や勘定の管理費など、運用にかかわる費用と、保険契約にかかわる費用などが積立金から差し引かれます。費用の額は商品によって異なります。また、年金受取り開始後は、年金管理費がかかります。

変額個人年金保険の留意点②

中途解約

変額個人年金保険は、運用期間中に解約して、解約返戻金を受取ることができます。解約返戻金には最低保証がないことが多く、運用実績に応じて、受取り額は変動します。

また、契約後早期に解約する場合は、積立金から解約控除が差し引かれます。解約控除が差し引かれる期間（解約控除期間）は、10年のことが多いです。契約してからの期間が短いほど、解約控除率は高くなります。

変額個人年金保険にかかる税金

税金は年金を受取ったときにかかる

変額個人年金保険は、年金を受取ったとき、解約返戻金を受取ったとき、死亡給付金が支払われたときに、税金がかかります。

- **年金** 雑所得*1。ただし、一括で受取る場合は雑所得または一時所得*2*3。それぞれ総合課税の対象（確定申告の必要あり）。
- **解約返戻金** 一時所得*3。ただし、確定年金（一時払い型）を5年以内に解約した場合は源泉分離課税（税率20.315%）。
- **死亡給付金** 一時所得*3。ただし、受取り人が契約者以外の場合は、相続税・贈与税*4の課税対象。

変額個人年金保険は、年金、解約返戻金、死亡給付金のいずれかが支払われるときまで、課税が繰り延べられるので、投資信託の分配金や、スイッチングした際に生じた運用益も、全額再投資されることとなります。

なお、払込み保険料は、その年の所得税の生命保険料控除*5の対象となります。

※課税関係は、原則として受取り人が契約者（保険料負担者）の場合です。
*1) 雑所得は、その年に受取る年金額から必要経費を差し引いた（控除した）額が、総合課税の対象になります。
*2) 終身年金を一括で受取る場合は雑所得、確定年金を一括で受取る場合は一時所得になります。
*3) 一時所得は、例えば満期保険金の場合は〔年金原資－正味払込保険料総額－特別控除額50万円〕×1/2が、総合課税の対象になります。特別控除額50万円は、他の一時所得と合算しての金額になります。
*4) 相続税については、他の保険金と合算して「500万円×法定相続人数」の額まで、贈与税については、受贈者1人につき年間110万円まで課税されません。
*5) 税法上、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

定額個人年金保険

定額個人年金保険の仕組み

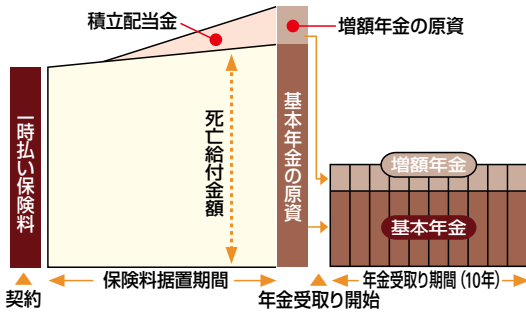
契約時に年金原資・死亡給付金額が確定

定額個人年金保険は、契約時に定められた予定利率*が適用されるため、運用実績にかかわらず、将来受取る年金額または年金原資と、死亡給付金の額が確定している商品です。なお、保険会社による運用が好調で、予定利率を上回る実績をあげた場合には、年金額が増額される(基本年金額に積立配当金が積み増しされる)タイプの商品もあります。

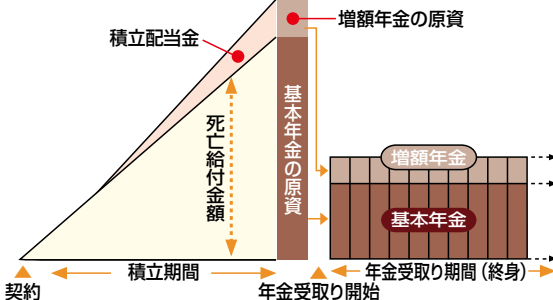
*予定利率とは、契約時に保険会社が契約者に対して約束する、積立金の運用利回りのことです。

■ 定額個人年金保険の仕組み

● 10年の確定年金に、保険料を一時払いで払込んだ場合



● 積立型終身年金の場合



※この図は、あくまでも定額個人年金保険の商品イメージ図であり、契約形態・商品によって詳細は異なります。

定額個人年金保険の中途解約

短期間で解約すると解約返戻金が払込保険料を下回る場合もある

定額個人年金保険は、契約後に解約して解約返戻金を受取ることができます。しかし、短期間で解約すると、解約返戻金は払込んだ保険料を下回ることがあります。

定額個人年金保険にかかる税金

年金として受取る場合は雑所得

定額個人年金保険は、年金を受取ったとき、解約返戻金を受取ったとき、死亡給付金が支払われたときに、税金がかかります。

● **年金** 雑所得*1。ただし、一括で受取る場合は雑所得または一時所得*2*3。それぞれ総合課税の対象(確定申告の必要あり)。

● **解約返戻金** 一時所得*3。ただし、確定年金(一時払い型)を5年以内に解約した場合は源泉分離課税(税率20.315%)。

● **死亡給付金** 一時所得*3。ただし、受取り人が契約者以外の場合は、相続税・贈与税*4の課税対象。

また、払込んだ保険料は、所定の条件を満たせば個人年金保険料控除に、それ以外は生命保険料控除(一般)の対象となります。

※課税関係は、原則として受取り人が契約者(保険料負担者)の場合です。
*1) 雑所得は、その年に受取る年金額から必要経費を差し引いた(控除した)額が、総合課税の対象になります。*2) 終身年金を一括で受取る場合は雑所得、確定年金を一括で受取る場合は一時所得になります。*3) 一時所得は、例えば満期保険金の場合は「年金原資-正味払込保険料総額-特別控除額50万円」×1/2が、総合課税の対象になります。特別控除額50万円は、他の一時所得と合算しての金額になります。*4) 相続税については、他の保険金と合算して「500万円×法定相続人数」の額まで、贈与税については、受贈者1人につき年間110万円まで課税されません。



払込保険料の合計と年金受取り額の合計を比べて、貯蓄性を判断

低金利時代は、契約時の予定利率で固定される商品は、貯蓄性が薄れてきています。個人年金の貯蓄性は、払込保険料の合計と、年金受取り額の合計を比較すると簡単にわかります。また、最低の予定利率が保証され、一定期間ごとに予定利率が見直される利率変動型個人年金も登場しています。長期間安定的に運用して、将来の金利上昇の恩恵も得たい人に向けているといえます。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

定額個人年金保険のバリエーション 利率変動型個人年金保険や 外貨建てで運用される商品もあります

一定期間ごとに予定利率が市場金利に応じて見直される、利率変動型個人年金保険もあります。予定金利が引上げられれば、受取る年金額や死亡給付金額が増えます。このタイプの商品では、予定利率に最低保証があるのが一般的です。

また、米ドルなどの外貨建てで運用を行う外貨建ての商品もあります。年金額または年金原資と死亡給付金額は外貨建てで確定しているため、円貨での受取りにあたっては、為替変動によるリスクがあります。

目的別に選べるいろいろな保険

個人年金保険以外にも、銀行で生命保険商品や損害保険商品を申し込めます。
ライフプランに合わせて選べるように品揃えも豊富になってきています。

生命保険商品

ライフプランに合わせて 品揃えが豊富に

老後の年金準備目的以外にも、銀行の取扱が増えている生命保険商品として、相続対策から自分や家族の医療・介護保障、そして子どもの進学資金準備などに使える商品があげられます。

●銀行が取扱っている生命保険商品

生命保険の種類	目的	主な内容
終身保険	相続や死後の整理資金の準備	死亡保障が一生涯続く保険で、死亡時に保険金が受取れ、死亡保障には一定の非課税枠が適用されます。
医療保険	病気やけがによる医療費負担への備え	医療機関で入院や手術をした際に、あらかじめ設定した入院給付金や手術給付金を受取れる保険です。
がん保険	がんによる負担増への備え	がんと診断された際の診断給付金から、がんで入院や手術をした際の給付金などが受取れる保険です。
介護保険	介護による費用負担増への備え	所定の要介護状態になった際に介護一時金や介護年金が受取れる保険です。
学資保険	子どもの教育資金準備	子どもの進学時期に合わせて満期金やお祝い金を受取れる保険で、親に万一の際には保険料払込みが免除になる商品もあります。

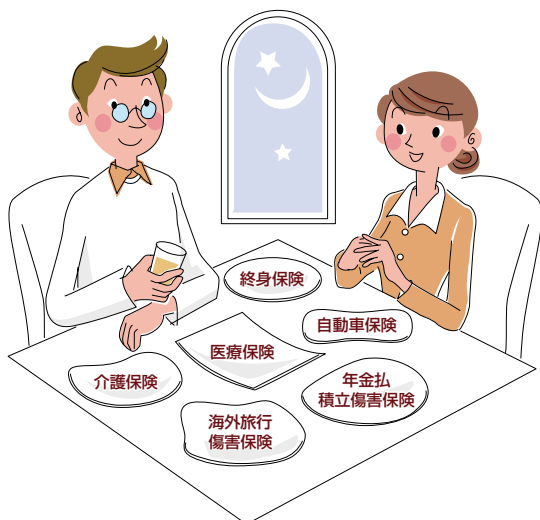
損害保険商品

各銀行の方針によって、 取扱商品は様々

損害保険は非常に種類も多いので、銀行が取扱っている商品は、各銀行の方針によって様々です。従来より、火災保険、海外旅行傷害保険などが多く、最近は自動車保険なども扱う銀行が増えてきています。

●銀行が取扱っている損害保険商品

損害保険の種類	目的	特徴
自動車保険	自動車事故に備える	自賠責保険では足りない補償をカバーするための保険で、人に対する損害や車や物に対する損害を補償する保険です。
火災保険	住まいの損害に備える	住宅ローンを借りた方向けに、建物および家財を対象に火災や風水害などの損害に備える保険です。
海外旅行傷害保険	海外旅行中の病気やけがや賠償事故に備える	海外旅行目的に自宅を出て帰宅するまでの、事故に対して、死亡・障害・治療費・賠償責任などの補償がある保険です。
年金払積立傷害保険	事故によるけがや死亡・後遺障害に対する備えと年金準備	けがや死亡・後遺障害への備えと同時に、積立をしていくことで、満期時には、満期返戻金を年金として受取れる保険です。



ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

銀行は保険の代理店として、 保険会社と契約をする

銀行は複数の保険会社の代理店として、その保険会社が提供する保険商品を取扱っています。よって、保険加入の手続きは、銀行で行いますが、その契約は保険会社と結んでいることとなります。

保険商品は、預金ではありませんので、預金保険制度の対象にはなりません。しかし、生命保険については生命保険契約者保護機構、損害保険については損害保険契約者保護機構の保護の対象となります。

*保険の種類によって、保護の範囲は異なります。

債券

債券は、国、地方公共団体、金融機関や事業会社などが、資金を調達するために発行する借用証書のようなもので、銀行では、国債、地方債など様々な取扱商品があります。

国債・個人向け国債とは

国が発行する借用証書が国債

国債には利付国債と割引国債があり、利付国債は、半年ごとに利子が支払われ、満期時に元金が償還される固定金利の国債です。通常、利付国債は5万円からの購入ですが、個人でも利用しやすいよう、少額の1万円から購入でき、一定期間経過後の中途換金も可能にした「個人向け国債」があります。その種類は、3年（固定金利型）、5年（固定金利型）、10年（変動金利型）があり、「変動10年」の利率は、半年ごとに見直されるタイプです。

一方、割引国債は、利子の支払いがなく、償還期限までの利子相当分をあらかじめ額面金額から差し引いた価格で発行され、満期時に額面金額で償還される国債です。

中途換金の注意点

中途換金は国債は時価で、個人向け国債は手数料がかかる

国債の中途換金は債券市場で時価で取引され、価格変動リスクがあります。一方、個人向け国債は、「変動金利型」も「固定金利型」も、発行から1年経過すれば国が元本価額で買い取ることで中途換金

ちょっと一口 つまみ食い COLUMN

銀行によっては外国債券（利回りは高いが、為替相場や金利水準などの変化・発行者の信用度などリスクもある）も取扱っています

金融商品の仲介業務として、既発外国債券を取扱う銀行もあります。米ドル建て、豪ドル建てなど様々な債券がありますが、募集期間が限定され、円と外貨の交換のタイミングによって、為替相場の影響を受けます。

また、海外の比較的高い金利を享受できるメリットもありますが、世界の金利水準などの変化による価格変動、為替相場の変動、発行者の信用度などによって、元本を割るリスクもあります。

できます。ただし、原則として直前2回分の利子（税引前）相当額を0.79685倍した金額を負担することになるため、購入時の価格を下回ることもあります。

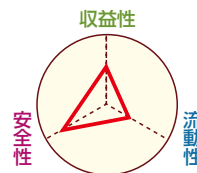
かんたんレシピ

債券（国債・個人向け国債）の特徴

- 安** 償還まで保有すれば、発行者が元利金の支払いを保証。
- 取** 利回りが確定している固定金利と途中で見直される変動金利がある。
- 添** 中途換金は、国債は価格変動リスク、個人向け国債は手数料が発生する。
- 預金ではないので、銀行が元本を保証するものではない。
- 変動金利型は、半年ごとに金利が見直され、償還時の受取り額が変わる。
- 個人向け国債では中途換金時に手数料がかかるなどで、購入時の価格を下回ることがある。

FPからのひとこと

償還まで持つなら、利息分も含めて安定的に運用できるので、目的に合わせた運用期間を選べる人に向いています。中途換金は国債は時価で個人向け国債は手数料がかかるのでできるだけ避けて。



ご利用可能な方	(個人・法人 個人向け国債は個人のみ)	適用される金利	固定と変動がある	申込期間	募集期間あり
預け入れ期間	商品によって1年、2年、3年、5年、10年、それ以上など様々	利息	利付債券は半年ごとの利払い日 割引債券は購入時 ^{*1}	元本保証	発行者が元本保証
預け入れ金額	個人向け国債は1万円から、 他は債券によって異なる	税金	利付債券は利息に対して20.315% (個人) 割引債券の償還差益 ^{*2} に対して18.378%	預金保険制度の対象	×

*1) 購入時に割引料を差し引いた額を払込み、償還日に額面金額を受取ります。 *2) 購入時の払込金額と償還時に受取る額面金額との差額のことでです。

信託商品

信託商品は、お客さまから委託された資金を信託銀行がまとめて運用し、得られた収益を元本に応じて分配する商品です。

信託とは



銀行に財産の運用を委託する

財産の運用や管理を契約によって他の人に委託することを「信託」といいます。信託銀行などの信託業務を営む銀行では、金銭、不動産、株式などを対象にした信託商品を取扱っています。また、遺言執行や不動産の売買などの信託と関連ある業務も行っています。

●ヒット

1か月据置型の金銭信託は「ヒット」といわれ、1か月たてば解約が自由にできる商品。予定配当率は提示されるが、毎月金利が見直されます。元本補てん契約がなく、預金保険制度の対象外です。

●実績配当型金銭信託

実績配当型のため、予定配当率は提示されません。収益金の受取り方法も、計算期間ごとのほか、信託期間終了時の一括受取り型もあります。元本補てん契約がなく、預金保険制度の対象外です。

参考：一般社団法人信託協会より

金銭信託の仕組み



委託された金銭をまとめて運用し 収益金を分配する

多数のお客さまから委託された資金を信託銀行がまとめて管理・運用し、生じた収益を分配する金融商品です。運用益によって、配当率が変動します。元本補てん契約により元本が保証される商品と、元本補てん契約がなく元本が保証されない商品があり、予定配当率が示される商品もありますが、あくまで目安であり、利率が保証されているわけではありません。

商品の内容や取扱は銀行によって異なりますが、大きく3つの種類があります。

●合同運用指定金銭信託（一般口）

元本補てん契約があり、預金保険制度の対象になる商品。原則として途中解約はできませんが、手数料を払えば解約可能です。

ちょっと一口
つまみ食い

COLUMN

相続財産を円満に分けていくために 生前から準備できる遺言信託が 注目されています

相続税の改正などをきっかけに、納得のいく遺産分割の実現のために、遺言を準備する人も増えてきています。中には、法定相続分にとらわれず、お世話になった人に自分の意思で配分したい、経営者が後継者に基盤となる財産を引き継がせたいなど、想いは様々でしょう。

銀行で取扱われる遺言信託は、そうした声に応えようと、財産の管理にとどまらず、遺言書の作成支援から遺言書の保管、遺言内容や推定相続人の異動などの確認といったサポート契約と、契約者が死亡後に遺言の執行者として遺言内容を実現する契約まで含めたサービス内容になっているようです。

かんたんレシピ

金銭信託の特徴

■元本補てん契約がある商品は預金保険制度の対象。

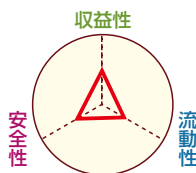
■金利情勢によって予定配当率が変動する。

■据置期間中は原則として解約できない。

- 金銭信託の「ヒット」は、預け入れ期間1か月以上の1か月据置型。
- 銀行や商品によって、最低預け入れ金額、預け入れ期間、予想配当率などは様々。

FPからのひとこと

変動金利商品なので、金利上昇局面ではメリットが出えます。銀行によって、1か月たてば解約できるヒットから、期間中の解約ができない分、予想配当率が高めの金銭信託など様々です。



ご利用可能な方	個人・法人	適用される金利	変動金利	申込期間	随時
預け入れ期間（信託期間）	銀行・商品により異なる*1	利息（収益金）	年2回受取りなど	元本保証	△*2
預け入れ金額（信託金額）	銀行・商品により異なる	税金	収益金に対して20.315%	預金保険制度 ¹⁾ の対象	△*4

*1) 銀行・商品によって異なります。ヒットは1か月以上。*2) ヒットなどは元本補てん契約がなく、元本は保証されていません。*3) P35をご参照ください。*4) 元本補てん契約のある金銭信託だけが、預金保険制度の保護対象です。元本補てん契約がない金銭信託（ヒットなど）は預金保険制度の保護対象外ですが、信託銀行の財産とは別管理されているため、信託財産の状況に応じて支払われます（P22参照）

金融商品を見るときに知っておきたい金利表示

正確な収益性を把握するためには、金利の表示方法や利息の計算方法を正しく理解することが大切です。

金利の表示方法

年利表示がキホン

金利は利息を算出する基本となるもので、ふつう年利で表示されます。年利とは、元本に対する1年間の利息の割合を示したもので、%で表します。100万円を1年間預けて2万円の利息がついたとしたら、年利は2% (2万円÷100万円÷1年間×100)ということになります。

$$\text{年利}(\%) = \text{利息} \div \text{元本} \div \text{期間}(\text{年}) \times 100$$

なお、年利の他に月利、日歩という表示方法がありますが、現在ではほとんど使われることはありません。

現在、金融商品の金利は、預金やローンも、基本的にすべて年利で表示されています。例えば、定期預金には1か月もの、3か月もの、6か月ものといったように預け入れ期間が1年未満のものがありますが、その場合も金利は年利で表示されます。

利息の計算方法

利息 = 元本 × 年利 × 預け入れ期間

年利の場合の利息の計算は、元本×年利×預け入れ期間となります。預け入れ期間については、年単位の場合は年数になりますが、月単位の場合は[預け入れ月数/12か月]、日単位の場合は[預け入れ日数/365日]となります。

■ 100万円を年利3%で預けた場合の利息

預け入れ期間	利息
120日	9,863円 100万円×3%×(120日/365日)
6か月	15,000円 100万円×3%×(6か月/12か月)*
1年	30,000円 100万円×3%×1年
2年	60,000円 100万円×3%×2年
3年	90,000円 100万円×3%×3年

*1年を365日とする日数計算の場合、利息額は異なります。
※ 利息にかかる税金は考慮していません。



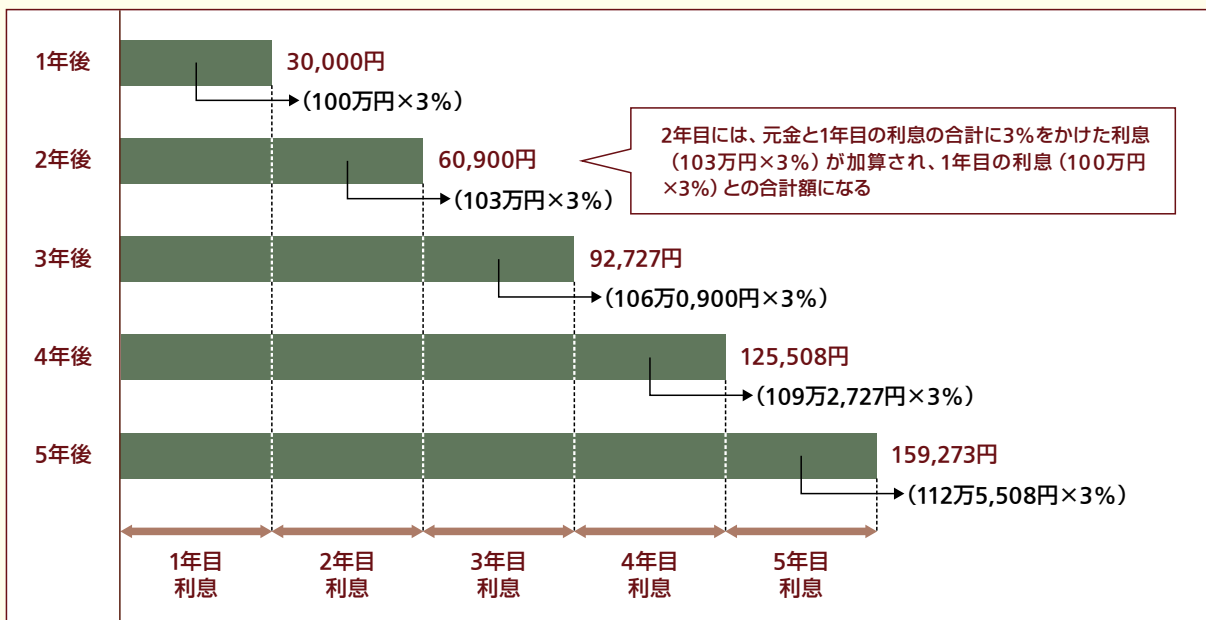
単利と複利

利息を元本に組入れるのが複利

利息の計算方式には、単利と複利があります。単利は、預金の場合、預け入れ期間中の元本についてのみ利息をつける方式です。これに対して複利というのは、預け入れ期間の途中で、それまでについて利息を元本に加え、その金額をもとに利息を計算する方法です。半年複利なら、半年ごとに利息が元本に加えられて計算されていきます。

例えば、100万円を年利3%で5年間預けたとします。単利の場合、5年後の受取り利息は15万円（100万円×3%×5年）となりますが、年ごとの複利の場合には、5年後の受取り利息は合計15万9,273円となり、単利の場合よりも9,273円多くなります。

100万円を1年複利で預けた場合の利息



※利息にかかる税金は考慮していません。

利回りとは

実際について利息の元本に対する割合が利回り

単利と複利では、同じ金利でも受取る利息が異なります。そこで使われるのが利回りという考え方です。利回りは、実際について利息の元本に対する割合のことです。上の例の元本100万円、預け入れ期間5年、年利3%、1年複利の場合、年利回りは（159,273円÷1,000,000円÷5年）÷年3.185%となります。ちなみに単利の場合は、（150,000円÷1,000,000円÷5年）=年3%で年利も年利回りも同じです。

利回りを見ることで、実際にはどれくらいの利息が得られるのか、どちらが有利なのかなどが簡単にわかります。

利息にかかる税金

預金の利息には20.315%の税金がかかる

預金の利息には、従来より、一律20%（国税が15%、住民税が5%）の税金がかかっていますが、2013年1月1日～2037年12月31日に受取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、合計20.315%の税金がかかります。

例えば、1,000円の利息では、203円（1,000円×20.315%）が税金となりますので、実際に受取る金額は、797円になります。

預金保険制度で守られる範囲

預金保険制度とは、金融機関が万一破綻したときに、預金保険機構が預金者の預金を保護して、信用秩序を維持する制度です。保険料は金融機関が支払っています。

預金保険制度の保護範囲

元本1,000万円までと
その利息などが保護される

銀行が破綻したときは、「決済用預金」（当座預金や利息のつかない普通預金など）は全額保護されます。それ以外の預金保険制度の対象預金などについては、預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息など

が保護されます。

決済用預金以外の対象預金には、利息のつく普通預金や定期預金などの預金が含まれます。

預金保険制度の保護の範囲

詳しくは預金保険機構のホームページをご覧ください。 <http://www.dic.go.jp/>

預金などの分類		保護の範囲
預金保険の 対象預金など	決済用預金 当座預金・利息のつかない 普通預金など	全額保護
	一般預金など 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・ 元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの 貸付信託を含みます）・金融債（保護預り 専用商品に限り）など	合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息などを保護 ^(注) 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)
預金保険の 対象外預金など	外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債および保護 預り契約が終了したもの）など	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)

(注) 金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金など金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人あたり1,000万円×合併などに関わった金融機関の数」による金額になります（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

決済用預金

全額保護される

「決済用預金」とは、「決済サービス（自動支払いなど）を提供できる」「預金者の要求にしがたい、いつでも払戻しができる」「利息がつかない」の3つの条件を満たす預金のこと、全額保護されます。

利息のつかない普通預金や当座預金は決済用預金に該当します。

元本1,000万円を超える部分などの取扱

破綻金融機関の財産の状況に
応じて支払われる

決済用預金以外の対象預金などで元本1,000万円を超える部分や対象外預金などについては、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。なお、対象預金などで元本1,000万円を超える部分および外貨預金については、預金者の利便性を確保するため、預金保険機構が一定の割合で買い取って預金者に支払う「概算払い」という制度があります。

概算払いの後、破綻した金融機関の清算が終了した時点で、まだ財産が残っていれば、追加の支払い（精算払い）を受けることができます。

同一人名義の預金を名寄せ

一つの銀行に複数の口座を持っている場合は、預金を合算

一人の預金者が、破綻した銀行に複数の預金口座を持っている場合、それらの預金は合算されます。これを「名寄せ」といいます。名寄せされた預金について、決済用預金以外の預金などのうち元本1,000万円までとその利息などが保護されます。

名寄せは、破綻した銀行が把握している預金者データによって行われるため、預金口座が旧住所、旧姓のままだと、本人確認ができず、スムーズに払戻しがされなないことがあります。住所などの変更があったら、すみやかに変更手続きをするようにしましょう。

同じ銀行に3つの定期預金口座を持つ場合は…



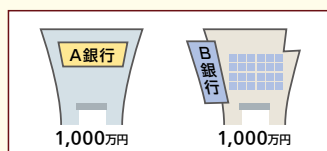
元本1,000万円までとその利息などが保護

銀行が合併した場合の預金金額

合併など後1年間は、保護される金額が増額される

預金口座を持っている銀行が合併（事業の全部を譲渡した場合を含みます）した場合には、合併などの後1年間に限って、保護される預金の範囲は、預金者1人あたり「元本1,000万円×合併などにかかった金融機関の数」の金額と、その利息などになります。例えば2つの銀行が合併した場合には、「元本2,000万円+その利息など」が、保護されます。この措置は、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」という法律に基づく、当分の間の特例措置とされています。

なお、合併など後1年経過後は、保護の範囲は元本1,000万円までとその利息などとなります。



今まで別々だった銀行が合併したら？



1,000万円×2=2,000万円

合併など後1年間は元本2,000万円までとその利息などが保護

家族の預金

別々に名寄せされる

夫婦でも、親子でも、それぞれの名義の預金口座を持っている場合は、別々の預金者として扱われるので、別々に名寄せされます。

ただし、家族の名義を借りたにすぎない預金などは、預金保険の対象とはなりませんので、注意が必要です。また、個人事業主の場合は、事業用の預金と事業主個人名義の預金は、同一人の預金などとして合算されます。

預金と借入の相殺

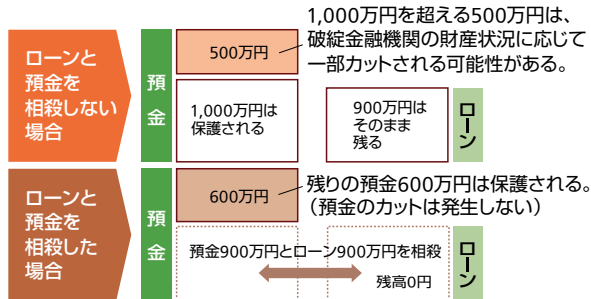
預金者から相殺を申し出ることが条件

住宅ローンなどを借りている銀行が破綻した場合は、ローンと預金を相殺することもできます。ただし、預金者から相殺することを申し出ることが必要です。

※住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻金融機関自らが貸し出している住宅ローンのみであり、住宅金融支援機構、生命保険会社などが貸し出している住宅ローンは相殺対象にはなりません。相殺について詳しくは、お取引のある銀行にご確認ください。

●住宅ローンと預金の相殺例

破綻した金融機関に、預金が1,500万円、ローンが900万円ある場合



※保護対象となる部分の利息なども保護されます。

長期分散投資を活かそう

今までみてきたように、私達の資産を効果的に殖やしていくためには、様々な金融商品があります。しかし、値動きのある投資商品について、リターンを得られるのはいいが、リスクが怖いと思う人も多いでしょう。そんなときに、投資をしつつもリスクを軽減できる方法があります。その最も有効な方法として、長期分散投資のポイントをおさえておきましょう。

リスクを軽減するために



長期分散投資の意味と リスク軽減効果

一つの資産に集中投資するよりも、複数の資産に分散投資する方が、リスク（リターンの振れ幅）を抑えることができます。各資産のリスク・リターンの特性を考慮した配分（アセット・アロケーション「資産配分」といいます）

を行うことや、運用期間を長くしたり、タイミングをずらす方法で、よりリスクを抑えてリターンを安定させることが可能といえます。以下、大きく3つのポイントを整理しておきましょう。

① 投資対象を分散することでリスクを軽減

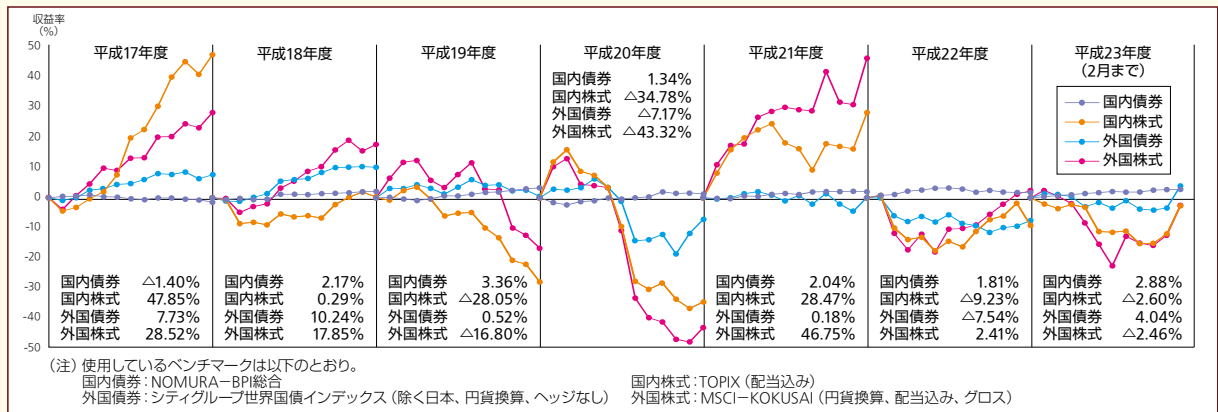
まず投資対象を一か所ではなく広く分散することを考えましょう。株式と債券は全く異なる資産として、一般的に値動きも異なります。基本的な分散先としては、国内の株式と債券、外国の債券と株式の4つがあげられ、一般的に以下のような特徴があります。

- 国内債券 値動き：小さい 為替の影響：なし
- 国内株式 値動き：大きい 為替の影響：なし

- 外国債券 値動き：小さい 為替の影響：あり
- 外国株式 値動き：大きい 為替の影響：あり

国内債券、国内株式、海外債券、海外株式のそれぞれの値動きの大きさは異なりますが、運用成果を評価する際に、比較対象となる基準指標として、市場の動きを代表する指数「ベンチマーク」の推移をみると、次のようになっています。

■ ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



（厚生労働省資料より）

これを見ると、リターンの大きいものほどリスクが大きいことがわかります。投資対象をどれかに絞り込むと、その影響をフルに受けませんが、動きの異なる投資対象、例えば、4種類を1/4ずつ分けて投資することは、それぞれの値動きをならすことができ、リスクを低減させるのに、効果的な手法といえます。

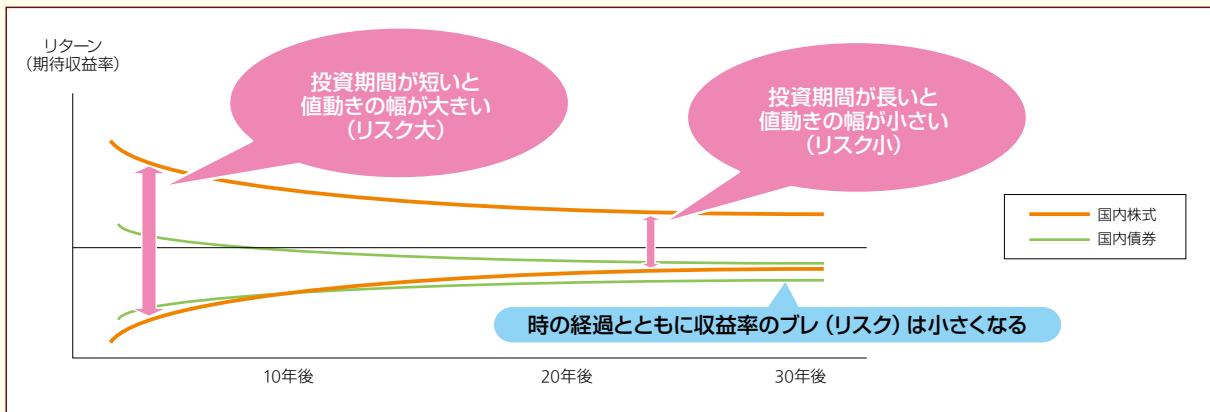
なお、これらの分散投資を実現するためには、私達自身が、複数の金融商品を組み合わせる方法のほか、投資信託を活用する方法もあります。投資信託は一つの商品で、様々な種類の資産に分けて運用され、こうした分散投資を手軽にできる金融商品といえます。

2 投資期間を長期にすることでリスク軽減

また運用期間も短いよりも長いほうが、リスク軽減効果が出てきます。例えば、株式など、短期では、収益の振れ幅が大きい投資対象でも、運用期間が長くなれば

なるほど、平均的な収益率に収束していく傾向があり、安定的に収益をあげることが可能といえます。

■ 長期運用の場合の国内株式と国内債券の収益率（年率）のイメージ



運用期間を長く持てることは、このように収益の安定化に寄与しますが、他にも、運用にはコストがかかるので、その1年あたりのコストを長期運用によって引き下げる効果も出てくるといえるでしょう。更に、複利の効果（P34参照）も運用期間が長くなればなるほど大きくなってきます。

資産運用におけるマーケットは日々動いているので、投資には、値動きがつきものです。運用期間が1年程度

の短期しかとれないときは、たまたま価格が下がったときに換金せざるを得ないなど、投資の成果を享受できるチャンスを失うこともあります。しかし、3年、5年、そして10年、それ以上と長く運用し続ける余裕があれば、価格も回復するチャンスが出て、コストパフォーマンスも安定して、投資の効果が得られやすくなるといえるでしょう。



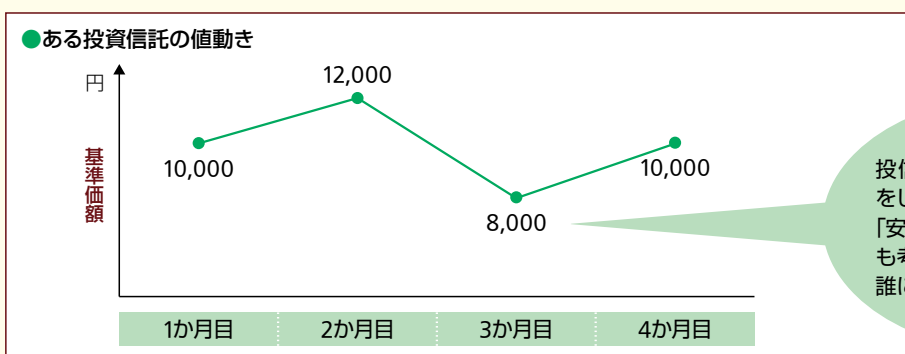
3 買うタイミングを分散する時間分散でリスク軽減

投資する際は、「安いときに買って高いときに売りたい」と思うことも多いでしょう。しかし、そのピークや底は判断しにくいものです。一度にまとまったお金を投資してしまつと、その後、値動きがあつて価格が下がった際に大きく元本割れする可能性もあります。そのようなリスクの軽減に効果的な方法が、時間をずらして投資し続ける「時間分散」です。

外貨預金や投資信託など価格変動のある商品を毎月一定額ずつ定期的に購入すると、価格が高いときには

少しだけ購入し、価格が安いときには多く購入することができますので、平均購入価格を押し下げる効果があります（表参照）。これを「ドル・コスト平均法」といい、価格に関係なく毎月1口ずつ購入するよりも、平均購入価格が下がり、価格が上がったときのリターンを得るチャンスが増えるといえます。価格が変動する投資商品でも、自動積立などで、毎月一定額ずつ購入するこの方法は、リスクを抑えることができる手頃な方法です。

■ ドル・コスト平均法（毎月1万円ずつ投資信託を購入する場合）



投信や株は毎日上下に値動きをしている。「安いときに買いたい」と誰しも考えるが、そのピークや底は誰にもわからない。

■ 毎月1万円ずつ購入（ドル・コスト平均法）した場合

	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	合計
購入金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	40,000円
購入口数	10,000口	8,333口	12,500口	10,000口	40,833口

毎月同じ金額

購入口数=10,000円（購入金額）／その月の基準価額

安いときにたくさん買えた！

平均購入単価 **9,796円**

■ 毎月1万口ずつ購入（定量投資）した場合

	1か月目	2か月目	3か月目	4か月目	合計
購入金額	10,000円	12,000円	8,000円	10,000円	40,000円
購入口数	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	40,000口

毎月同じ金額

安いときは購入金額が少ないが…

平均購入単価 **10,000円**

このように長期分散投資の3つの手法は、いつの時代でも活用できるリスク軽減収益安定の鍵です。どのような資産であっても、毎年常にリターンが高いことはありません。投資対象の分散、投資期間の長期化、そして時

間分散の3つを上手に取り入れられれば、投資に対するリスクの怖さが和らいで、賢く金融商品とつき合っているのではないのでしょうか。

長期分散投資の必要性

長期分散投資はどのようなときに必要？

そもそも長期分散投資はどのようなときに必要なのでしょう？それは、数年後に使う目的や金額が決まっているお金や、引出ししやすい生活費や緊急時の予備費ではなく、しばらく使う予定がない余裕資金の運用に適しています。

長い目で温めていきたい！という余裕資金なら、短期的な値動きに一喜一憂することなく、投資を盛り込むことができるでしょう。また、長期的な視点で分散投資をし、リスクを軽減させて収益を安定させていけたら、より人生を前向きに楽しむこともできるのではないのでしょうか？

これから先、投資商品とつき合っていくのに、経済の影響はもちろん、日本の人口減少や少子高齢化社会の影響を私達は少なからず受けていくでしょう。老後に向けた資産形成なども、より重要性が増すといえます。そうした中、「長期の運用、資産の分散、時間の分散」という長期分散投資を取り入れていくことは、安定かつ豊かな生活設計に役立つといえます。

インフレでの投資効果とは

インフレ・デフレと投資の効果

インフレ(インフレーション:inflation)は、モノの値段が上昇し、お金の価値が下がり続けることを指し、デフレ(デフレーション:deflation)はその逆で、モノの値段が下がり続け、お金の価値が上昇する経済現象を指します。

日本の家計が保有する金融資産は、その過半が預貯金や現金で、他の先進諸国と比べて株式などの投資に向けられる割合が少なく、インフレへの備えが弱いといわれています。そこで、インフレ時も資産価値を下げないための手段として、投資の視点は非常に重要になってきています。

一般的にインフレには、現金や預貯金よりも株式・外貨・不動産のほうが強いといわれています。株式は長期的なインフレに対して資産を目減りさせない効果を、外貨は円安によるインフレに対して、そして不動産などの実物資産は急激なインフレに強い特徴をもっています。

一方、デフレでは、現金や預貯金、債券(国や会社などへの借用証書)が強いといわれています。ただし、インフレ・デフレは実際に株価などに対して影響を与える一つの要素に過ぎず、他の影響も考慮することが大切です。

投資のはじめ方

投資は一人ひとりのスタイルによって無理なくスタートを

投資は、長期間の付き合いになるので、一人ひとりのライフプランや生活スタイルなどによって、適切な商品や金額、タイミングなどが変わってきます。ニュースの為替や株価など、普段からウォッチしやすい投資対象で、毎月少額ずつ積み立て投資をする方法もあります。

投資をはじめるときは、まずは、換金する予定のない余裕資金で、無理のないペースで少額ずつスタートしていくことをお勧めします。

ちよつと一口
つまみ食い

COLUMN

NISA(少額投資非課税制度)の活用ポイント

NISA(ニーサ)とは、2014年1月からスタートした「少額投資非課税制度」の愛称です。当時、英国で成人人口の約5割まで普及していた、ISA(Individual Saving Account、個人貯蓄口座)を参考に、日本でも個人の資産形成や長期投資の普及を目指して導入され、「日本版ISA」から「NISA」(ちなみにNはNIPPONの頭文字)となりました。

NISAは、金融機関に開設したNISA口座で株式投資信託や上場株式、ETF、REIT等に投資すると、売却益や配当金等にかかる税金20.315%(復興特別所得税を含む)が非課税となる制度です(なお、日本に住む18歳以上(1月1日現在)が口座開設の対象となります)。

2024年からは新しい制度となり、制度自体が恒久化されたほか、非課税で保有できる期間が無期限化されたため、時限を気にすることなく生涯使える安定的な制度となりました。新NISAでは、①長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託が対象で、年間120万円まで投資可能な「つみたて投資枠」と、②上場株式等への投資にも利用でき、年間240万円まで投資可能な「成長投資枠」の2つの枠が設けられるとともに、この2つの枠が併用できるようになっています。非課税で保有できる限度額も1,800万円(成長投資枠はうち1,200万円まで)となり、2023年までのNISA制度(つみたてNISA:年間40万円×20年=800万円、一般NISA:年間120万円×5年=600万円)と比較して大幅に拡充されています。

なお、2023年までのNISA制度において投資した商品については、旧制度における非課税措置が適用されます(つみたてNISAの場合は、年間40万円までの投資から生じる売却益や配当金等が20年間非課税)。

NISAは、資産運用を行うときにはうれしい制度ですが、次のような点で注意が必要です。

<注意点>

- ・NISA口座は、一人一口座しか開設できない。
- ・その年の年間投資枠を使い残した場合でも、その分を翌年の枠に上乗せはできない。
- ・損失が発生した場合でも、特定口座や一般口座で保有する他の株式投資信託や上場株式等の売却益や配当金等との損益通算はできない。

NISA制度では、少額からの投資もできます。また、「つみたて投資枠」の投資対象商品は、「長期・積立・分散」に適した商品となるよう、「販売手数料が0円(ノーロード)で信託報酬も低い商品」「頻繁に分配金が支払われない商品」など法令上の要件や金融庁が指定した要件が設けられていますので、投資初心者の方は、「つみたて投資枠」の利用から検討されるとよいでしょう。

金融商品と税金

預金の利子などに対する税金は源泉分離課税ですが、商品によっては確定申告が必要なものがあります。

金融商品にかかる税金

源泉分離課税のほか、 確定申告が必要な金融商品もある

銀行が扱う主な商品について、利子や収益分配金などには税金がかかります。

受取際に源泉徴収され、それで課税関係が終了する「源泉分離課税」の商品が多いですが、外貨預金などの

為替差益や差損、また個人年金の年金受取りに対しては、雑所得として他の給与所得などと合わせて「総合課税」となり、場合によっては確定申告が必要となります（以下表参照）。

■ 銀行が扱う主な金融商品と税金

2015年1月現在

金融商品		税金
普通預金 定期預金 債券（国債、地方債、利付金融債など）		利子に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。
金銭信託 定期積み金		収益分配金に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 給付補てん金に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。
債券（割引金融債、割引国債）		償還差益に対し、18.378%（特定の債券に対しては、16.336%）。払込みの際に源泉徴収。
仕組預金		利子に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 為替差益に対し、雑所得として総合課税（ただし年収2,000万円以下の給与所得者が、給与所得・退職所得以外の所得が為替差益を含めて20万円以下の場合は申告不要）。 為替差損については、雑所得から控除することができる。
外貨預金		
投資信託	公社債投資信託	収益分配金、解約益・償還差益、買取益に対し、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。 損益通算可能。
	国内株式投資信託	元本払戻金（特別分配金）は非課税。 普通分配金は配当所得として、20.315%の源泉分離課税（うち5%は住民税）。原則申告不要。 解約差益・償還差益に対し、譲渡所得として20.315%の申告分離課税（うち5%は住民税）。※
変額個人年金保険		受取り時：契約者＝年金受取り人の場合、雑所得。契約者≠年金受取り人の場合、贈与税、雑所得。 生命保険料控除（一般）の対象。
定額個人年金保険		受取り時：契約者＝年金受取り人の場合、雑所得。契約者≠年金受取り人の場合、贈与税、雑所得。 所定の条件を満たせば個人年金保険料控除の対象。それ以外は生命保険料控除（一般）の対象。

※国内公募株式投資信託にかかる解約・償還差益の課税については、特定口座（源泉徴収あり）として手続きをすれば、申告の負担が軽減される。

なお、金融商品の税金は、幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税する「金融所得課税の一体化」に向けて2016年より改正が推進されます。従来の金融・証券税制の改革に引き続き、上場株式や金融商品間の課税の中立性、簡素でわかりやすい税制、個人の投資リスクの軽減を目指し、課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大が進められます。また、一定の投資については

非課税制度としてNISA（P40参照）も導入されています。

また、税率は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税・住民税と合わせて復興特別所得税（所得税額の2.1%）が追加され、20.315%になっています。

消費者保護

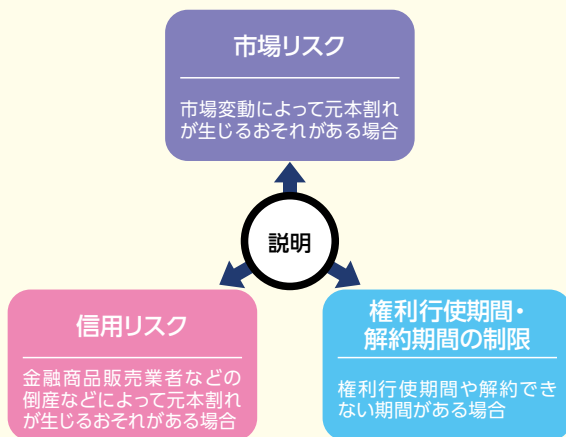
金融商品の中には元本保証のない商品も増えてきており、それらを扱う際、銀行は十分な説明や適切な情報を提供することが義務づけられています。これは同時に、銀行の情報・説明を十分理解したうえで、消費者も自己責任で判断することが重要になってきていることを指します。

重要事項の説明義務

リスクなどの重要事項を説明する義務

銀行などの金融機関(金融商品販売業者)は、元本割れする可能性のある金融商品を販売するときは、どういったリスクがあるのかを事前に説明する義務があります(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律より)。もし、販売業者から重要事項の説明がなかったり、断定的判断の提供がなされたことによって消費者が損害を被った場合は、金融機関に対して損害賠償請求ができます。なお、今後施行予定の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務が新たに設けられており、顧客本位の業務運営の確保に向けた法整備が進んでいます。

■ 説明しなければならない重要事項とは？



情報提供の義務

商品・サービス情報の提供

様々な金融商品やサービスに関して、トラブルを未然に防ぎ、適切な選択ができるよう情報提供が義務づけられています(銀行法より)。

情報開示の義務

ディスクロージャー (情報開示)

銀行は、業務や財産の状況に関する情報の開示が義務づけられています(銀行法より)。

金融商品の販売者が守るべきルール

適正な広告表示

銀行が広告を行う場合には、必ず表示しなければならない項目や、使用してはいけない用語などが定められています(不当景品類及び不当表示防止法・金融商品取引法より)。特に金融商品取引法では、投資家の保護を図るため、金融商品を販売・勧誘する際には、業者に次の守るべきルールを課しています。

- ・利益の見込みなどについて著しく事実に相違したり、誤認させるような表示の禁止
- ・契約締結前、契約締結時などの書面交付義務
- ・虚偽の説明の禁止
- ・損失補てんの禁止
- ・顧客に不相当と認められる勧誘を行わない(適合性の原則)
- ・不招請勧誘、再勧誘の禁止など



様々な情報・説明を理解したうえで、自己責任で契約！

便利な
調理器具紹介



いろいろな取引方法と セキュリティ対策

「銀行が遠くてちょっと不便」とか
「忙しくて銀行に行く時間がない」
というようなことはありませんか？
今は、インターネットやスマホ、電話などで、
銀行へわざわざ行かなくても、
銀行と取引できる方法があります！
便利な一方で、安全面などセキュリティ対策も
私達が積極的に取り組むことが大切です。



窓口が閉まっても便利に使えるダイレクトバンキング

最近では、インターネットはもちろん、携帯電話やスマートフォンなどでも銀行のサービスを利用できるよう進化しています。

このように店舗へ足を運ばなくても、ATMなど窓口

が閉まっている時間帯でも、自宅のパソコンや携帯電話などで銀行の取引ができることをダイレクトバンキングといいます。

その主な種類は次のような内容です。

●インターネットバンキング

インターネットバンキングは、銀行の店頭窓口やATMが閉まっている時間帯でも、パソコンやタブレット端末などからインターネットで銀行のサイトに接続して、振込みや残高・明細照会などの銀行サービスを利用できるサービスです。忙しくて時間がない人にとっては、ネット回線や端末があれば、銀行のサイトへその場でアクセスできるので、とても便利なサービスです。

●モバイルバンキング

携帯電話やスマートフォンを使って、銀行の専用サイトから、残高・明細照会、振込みなどの様々なサービスを利用できます。携帯電話の回線など、モバイルデータ通信を使うことからモバイルバンキングと呼ばれています。

取引内容はパソコンを用いたインターネットバンキ

ダイレクトバンキングでできること

- 残高照会
- 振込み
- 振替
- 定期預金の預け入れ
- 定期預金の解約
- 外貨預金の口座開設申込
- 外貨預金の預け入れ
- 投資信託の購入
- 投資信託の解約

これ以外にも…

- マネープランが作れる
- 住宅ローンの相談、申込ができる
- 繰上返済の相談や手続きができる
- 住所変更の手続きができる など

※銀行によって取引内容や利用できる時間帯が異なります。
※時間帯などによっては、資金移動は翌営業日扱いになることがあります。

ングとほぼ同じで、ネット回線やパソコンがない外出先でも利用可能な点から、広く普及しています。

●テレフォンバンキング

インターネットが接続できないエリアや環境であっても、携帯電話や自宅の電話から、専用の電話番号へ電話することで、同様に銀行取引をすることもできます。ネット環境に不慣れなユーザーでも手軽に利用でき、疑問点やわからないことを直接オペレーターに質問することもできます。

なお、これらのダイレクトバンキングを始めるには、あらかじめ申込みが必要です。既に普通預金口座があ

れば、今までの口座のまま、銀行へのアクセス方法をリアル店舗やATMのみでなく、インターネット・モバイル・電話などと複数に増やすことができるわけです。

便利さ以外にもある!ダイレクトバンキングの効果

ダイレクトバンキングでは、振込み手数料が窓口と比べて優遇されたり、外貨定期預金の金利が上乘せされたりすることもある。便利なおうえに、おトクなことが多いようです。

もしものときは? セキュリティ対策 3か条

銀行取引の セキュリティ

ダイレクトバンキングの普及によって銀行取引が便利になる一方で、安全面などセキュリティが気になるという声も聞かれます。各銀行では一層のセキュリティ向上に努めていますが、近年、特にインターネットバンキングの

不正利用被害は件数・金額の急増とともに手口も巧妙化しており、自らの預金を守るためには最低限、次のような大きく3つの対策が重要となっています。

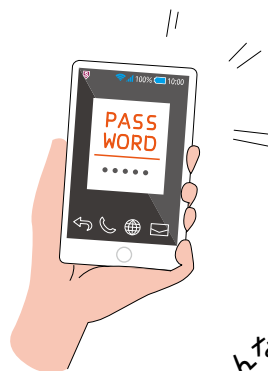
その 1 セキュリティ対策ソフトの活用を

- ✓ 取引銀行が推奨する安全対策を確認・実行し、インターネットバンキングを行うパソコンや携帯機器にセキュリティ対策ソフトを入れ、常に最新の状態にしておこう



その 2 暗証番号 (パスワード) や ID の管理は厳重に

- ✓ 暗証番号 (パスワード) や ID を他人に悟られないよう管理し、入力時は銀行の注意喚起を見て慎重に入力しよう
- ✓ ウィルス対策として、ワンタイムパスワード (1回限りの使い捨てパスワード) を積極的に活用し、払戻しなどの限度額も必要な範囲内で低めに設定しよう



こんなニセメールに注意!!

××バンクご利用の皆さま
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
ID % \$ @ & ¥
パス ● ● ● ● ●

その 3 ニセのメールやニセ画面に要注意

- ✓ 銀行から ID やパスワードをメールで照会することはありません。ニセのメールやニセ画面に注意し、不審な際は、安易にリンク先などへアクセスせず、銀行へ問い合わせを





FPが教える

金融商品の性格

このパンフレットで取上げている金融商品の性格や特徴を一目で把握できるよう、「かんたんレシピ」に掲載しているレーダーチャートと「FPからのひとこと」を、一つにまとめてあります。

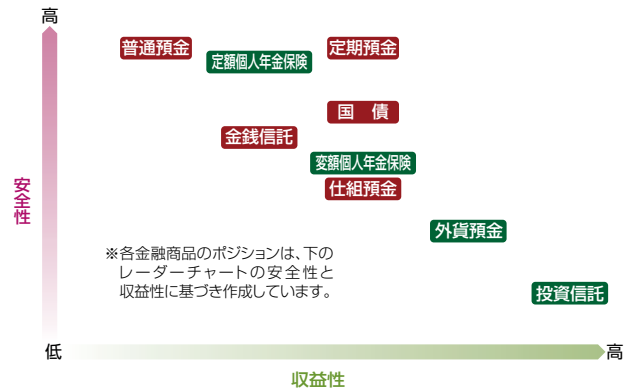
●レーダーチャートの基準

安全性:元本保証があり、預金保険制度などの対象になっている商品を、最も「安全性」が高いと評価しています。

収益性:元本割れの可能性はあっても、より高いリターン(収益)を期待できる商品を、最も「収益性」が高いと評価しています。

流動性:自由に換金が可能で、ATMなど銀行の窓口以外でも引出すことができ、給与などの自動受取りや公共料金やクレジット代金などの自動支払いなどの決済機能がある商品を、最も「流動性」が高いと評価しています。

●金融商品の性格(イメージ)



<p>普通預金 P7</p> <p>給与などの受取り、公共料金などの自動支払いができる、日常生活に欠かせない預金。安全性と流動性が高い一方、金利は低めに設定されています。</p>	<p>定期預金 P9</p> <p>一定期間換金しにくいいため、安全着実にお金を貯めていけます。金利上昇時には預け替えをしていくか変動金利型がベター。</p>	<p>仕組預金 P13</p> <p>金利が高くても、中途解約ができず、満期の期日や通貨の条件が変わる可能性があるため、使う時期や予算が決まっている目的には向かず、あくまで余裕資金で利用することが重要。</p>
<p>外貨預金 P15</p> <p>長期的には外国の通貨を含めて、分散投資の視点も必要。為替手数料をチェックし、日々の為替レートを見るくせをつけてからスタートするようにしてください。</p>	<p>投資信託 P21</p> <p>自分で運用する時間やコツがなくても、自身のリスク許容度に合わせて1万円程度から分散投資できます。申込手数料や信託報酬はよくチェックして。</p>	<p>変額個人年金保険 P28</p> <p>投資信託などで運用することで、将来の年金を自分で作っていく商品。運用期間中は一定の死亡保障があるのがミソですが、保障のためのコストがかかります。</p>
<p>定期個人年金保険 P29</p> <p>金利が低いうちは、予定利率が固定された商品ではなく、予定利率が途中で見直される(最低保証つき)、利率変動型商品のほうが長期的によいでしょう。</p>	<p>債券(国債) P31</p> <p>償還まで持つなら、利息分も含めて安定的に運用できるので、目的に合わせた運用期間を選べる人に向いています。中途換金は国債は時価で個人向け国債は手数料がかかるのでできるだけ避けて。</p>	<p>信託商品(金銭信託) P32</p> <p>変動金利商品なので、金利上昇局面ではメリットが出てきます。銀行によって、1か月たてば解約できるヒットから、期間中の解約ができない分、予想配当率が高めの金銭信託など様々です。</p>

さくいん

あ	基準価額 …………… 25	譲渡損益 …………… 25	投資信託 …………… 21	申込手数料 …………… 23
安全性 …………… 5.6	金銭信託 …………… 32	消費者保護 …………… 42	投資信託委託会社 …… 22	モバイルバンキング …… 43
医療保険 …………… 30	金融商品販売法 …… 42	申告分離課税 …… 25	投資信託説明書(交付目録見書)… 25	
インターネットバンキング… 43	金融リテラシー …… 3	信託商品 …………… 32	騰落率 …………… 25	や
インターバンク・レート… 17	金利 …………… 33	信託期間 …………… 24	トータルリターン… 24	預金保険契約者保護機構 35
インフレ・デフレ …… 40	クローズド期間 …… 24	信託銀行 …………… 22	特定口座 …………… 25	預金保険制度 …………… 35
運用報告書 …………… 25	決済用預金 …… 14.35	信託財産 …………… 23	特別分配金 …… 26	遺言信託 …………… 32
円高・円安 …………… 17	懸賞金(品)つき定期預金… 10	信託財産留保額 …… 23	ドル・コスト平均法 …… 39	予定利率 …………… 29
大口定期預金 …… 13	源泉徴収 …………… 25	信託報酬 …………… 23		
	源泉分離課税 …… 41	スーパー定期 …… 10	な	
	公社債投資信託 …… 22	税金 …………… 41	仲値 …………… 17	ら
	合同運用指定金銭信託 32	生命保険契約者保護機構… 27	名寄せ …………… 36	ライフプラン …… 3
か	国債 …………… 31	生命保険料控除 …… 27	NISA(少額投資非課税制度)… 40	利子 …………… 41
海外旅行傷害保険 …… 30	個人年金保険 …… 27	セキュリティ対策 …… 43	年金受取り総額保証… 28	リスク …… 5.42
外貨預金 …………… 15	個人向け国債 …… 31	総合課税 …………… 41	年金管理費 …… 28	リスクとリターン… 23.37
介護保険 …………… 30	固定金利 …………… 10	総合口座 …… 11	年金原資保証 …… 28	利息 …………… 33
概算払い …………… 35		相殺 …………… 36	年金払積立傷害保険… 30	利付国債 …… 31
買取請求 …………… 24	さ	損益通算 …… 25	年金 …… 33	利回り …… 34
解約控除 …………… 28	債券 …………… 31	損益分岐点 …… 19	納税準備預金 …… 14	流動性 …… 5.6
解約請求 …………… 24	最低保証 …… 28			利率変動型個人年金保険 29
解約手数料 …… 23	雑所得 …… 41	た	は	
解約返戻金 …… 27	仕組預金 …… 13	ダイレクトバンキング… 43	ヒット …… 32	わ
学資保険 …………… 30	実績配当型金銭信託… 32	単位型(ユニット型)… 22	複利 …… 34	割引国債 …… 31
確定申告 …… 41	自動受取り …… 8	単利 …… 34	普通預金 …… 7	
確定年金 …… 29	自動継続 …… 10	長期分散投資 …… 37	復興特別所得税 …… 41	
火災保険 …… 30	自動支払い …… 8	貯蓄預金 …… 14	分別管理 …… 22	
株式投資信託 …… 22	自動車保険 …… 30	追加型(オープン型)… 22	変額個人年金保険 …… 28	
為替差益・為替差損… 41	自動融資 …… 11	積立定期預金 …… 13	ベンチマーク …… 37	
為替先物予約 …… 20	死亡給付金 …… 28	定額個人年金保険 …… 29	変動金利 …… 10	
為替相場 …… 17	収益性 …… 5.6	定期預金 …… 9	変動金利定期預金 …… 13	
為替手数料 …… 17	収益分配金 …… 22.25	TTB(電信買相場)… 17		
為替リスク …… 17	終身年金 …… 27	TTS(電信売相場)… 17	ま	
為替レート …… 15	終身保険 …… 30	デリバティブ取引 …… 13	毎月分配型 …… 26	
がん保険 …… 30	重要事項 …… 42	テレフォンバンキング 44		
元本保証・元本割れ… 2	純資産総額 …… 23	当座預金 …… 14		
期日指定定期預金 …… 13				

銀行取引について「知りたいこと」「お困りのこと」はありませんか？



『全国銀行協会相談室』と 『銀行とりひき相談所』へお電話ください。

『全国銀行協会相談室』と『銀行とりひき相談所』は、銀行に関する様々なご相談やご照会、銀行に対する要望・苦情をお受けするための窓口として、銀行協会が運営している相談所です。ご相談・ご照会は無料です。まずは、電話でご相談ください(土曜、日曜、その他銀行休業日は除きます)。

●全国銀行協会相談室●

ダイヤル ☎ 0570-017109
または ☎ 03-5252-3772

受付日：月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
受付時間：午前9時～午後5時

『銀行とりひき相談所』電話番号一覧は当協会のウェブサイト
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clinic/addresses/>
をご覧ください。



<https://www.zenginkyo.or.jp/>